

卷末資料

1 主要な取り組み一覧

政策分野 1 防災・福祉・健康

安全で健やかに暮らせるまちづくり

1-1 ここに住むすべての人の安全な生活を守る（危機管理・防災・消防）

1. 危機管理体制の実効性を向上させます

- ・災害の復旧・復興までを見据えた、強くてしなやかなまちづくりを進めるために、「島田市国土強靭化地域計画」や「島田市地震対策アクションプログラム2013」に沿った事業を着実に推進します。
- ・旧庁舎よりも強化した災害対策拠点機能を新庁舎に構築します。
- ・風水害や土砂災害につながる異常気象事案を常に警戒し、即応できる水防体制₁を維持、強化します。
- ・U P Z安全協定に基づく中部電力株式会社からの通報に対し、迅速かつ適切に対応します。
- ・「島田市業務継続計画（島田市B C P）」や「島田市原子力災害広域避難計画」、「島田市新型インフルエンザ等対策行動計画」、「島田市国民保護計画」に基づく対応力を強化し、現行計画を継続的に検証することで、実効性の向上に努めます。
- ・少子化の進展の中で、消防団の組織力と対応力を維持・継続できる体制の見直しと団員確保の取り組みを進めます。併せて、機能別団員₂制度の充実や女性団員の確保に努めます。
- ・消防団ポンプ車等の資機材の更新を計画的かつ確実に進めます。
- ・防災シニアマイスター₃講座を開催し、あらゆる危機事態に柔軟かつ的確に対応できる危機管理の専門知識を有する職員を育成します。
- ・災害発生時に活用する資機材を中長期的な視点に基づき計画的に配備、更新します。

2. 地域防災力の維持・向上の取り組みを加速します

- ・自主防災組織が実施する防災訓練などの活動を支援します。
- ・自主防災組織の資機材の配備、更新を支援します。
- ・自主防災組織の活動体制の充実や、災害時における地区ごとの救援体制の構築に向けた取り組みを支援します。
- ・自主防災組織の地区防災マップや各家庭までの連絡網、避難行動要支援者の個別計画、風水害対応地区タイムラインの作成を支援します。
- ・地域防災リーダーを継続的に養成し、女性を含めた地域防災の核となる人材を育成します。さらに、既存の地域防災リーダーやジュニア防災士の活動機会を増やす取り組みを進めます。
- ・地域の民生委員・児童委員と協力し、避難行動要支援者名簿を実効性の高いものとしていきます。

用語解説

- 1 【水防体制】地域における河川等の水害に対処し、被害の軽減を図るために配備体制のこと。
- 2 【機能別団員】通常の消防団員とは異なり、特定の活動のみに参加することで一般の消防団員を補完する役割を担う団員をいう。例えば、消防団を引退した方がその豊富な経験を活かして、応急手当の普及指導やラッパ隊での吹奏などの活動に携わること。
- 3 【防災シニアマイスター】市の危機事態における知恵と行動力を養い、職員や住民の先頭に立って判断・対応し、危機管理における即戦力として職務を遂行できる人材のこと。

3. 市民の安全確保を確実にする環境を整備します

- ・大規模地震災害に備えて、木造住宅の耐震化や建替え、除却を促進します。また「命を守る対策」として耐震シェルターや防災ベッドの設置を支援します。
- ・従来の情報伝達手段（防災メール、FM島田、テレビ画像に文字情報を表示するレアラート⁴、広報車の巡回、市ホームページやSNS⁵、電話連絡、衛星携帯電話等）に加えて、ICTやドローンを活用した災害情報の収集・処理システムの導入を視野に入れた調査・研究を進めます。
- ・危機事態の緊急性に応じて、安全確保に必要な情報を迅速かつ確実に提供するデジタル式同報系防災行政無線⁶の導入に向け、整備について検討を進めます。
- ・洪水ハザードマップ⁷や土砂災害ハザードマップで災害リスクを見る化し、災害時に市民が安全確保の行動をとることができるように努めます。
- ・市管理河川において、水位計を設置し河川状況を可視化することで、市民の適切な安全確保の行動を促進します。
- ・「島田市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、公共施設の耐震性能を高めていきます。
- ・沿道建築物の建物所有者等が実施する補強計画、改修工事を支援し、緊急輸送経路を確保します。
- ・土砂災害から市民の生命と財産を守るために、治山事業のほか、砂防事業、地すべり対策事業、農村地域防災減災事業、急傾斜地崩壊対策事業、かけ地近接危険住宅移転事業を県と連携して着実に進めるとともに、警戒区域に生活する住民が確実に避難できる体制を整備します。
- ・一級、二級河川の管理者と共に流域治水プロジェクトに参画し、対策を実施します。
- ・水害による浸水被害を最小限に抑えるため、主要河川の改修や中小河川及び排水路の整備、浚渫を計画的に進めます。
- ・台風等により被災した河川施設の復旧工事を実施し、被害の拡大を防止します。

4. 広域の消防救急体制を含め、関係機関等との連携体制を充実強化します

- ・消防救急広域体制を維持するためのハード事業・ソフト事業を着実に推進するとともに、合同訓練の実施等、消防救急活動広域化の効果を高める取り組みを進めます。
- ・救命率の向上を図るため、静岡市消防局と連携し、応急救手当の技術や知識を幅広く市民に普及していきます。
- ・関係機関、関係団体や事業所等との災害応援協定に基づく相互の連携体制を具現化するため、図上演習や防災訓練等で検証します。この際、災害応急対策から復旧・復興、生活再建支援などのそれぞれの段階に応じた連携のあり方について、事業所やボランティア団体と協議を進めます。

5. あらゆるパンデミックから市民の生命と生活を守ります

- ・感染症発生に関する国・県の動向を捉え、医療機関や関係機関との連携を図り、必要な体制整備に努めます。
- ・新型コロナウィルス感染症の感染拡大など、市民の日常生活に大きな影響を及ぼす事態について、情報を収集し、正確な情報提供を行うとともに、関係機関と連携した迅速かつ的確な対応を図ります。
- ・感染症対策を考慮した新たな避難所開設・運営要領の普及・定着を図るとともに、指定避難所における備蓄品等の購入と配備している衛生用品等の更新を計画的に行います。
- ・避難所運営マニュアルや啓発用DVD等を活用した避難所運営会議での説明や防災訓練を通じて、避難所運営手順の共有を図ります。

用語解説

- 【レアラート】災害情報共有システムのことと、安全・安心に関わる公的情報など、住民が必要とする情報を迅速かつ正確に住民に伝えることを目的とした情報基盤のこと。
- 【SNS】インターネット上で日記やメッセージなどを通じて友人や知人・共通の趣味を持つ人たちとの交流を目的としたサービスの総称のこと。
- 【デジタル式同報系防災行政無線】アナログ方式の同報系防災行政無線（屋外拡声器や戸別受信機を介して、市町村役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステム）の伝送方式をデジタル化したシステムのこと。近年の大規模災害の発生を教訓として、防災行政無線にはこれまで以上に多様化・高度化する通信ニーズ（画像伝送・データ伝送等）への対応が要求されるとともに、平常時における有効活用を図るために更なる改善が求められている。
- 【ハザードマップ】災害時被害等の予測を地図で表したもの。

1-2 健康で自分らしく暮らす（健康づくり・地域医療）

1. 市民の健康意識を高め、健康づくりを支援します

- ・生活習慣の改善やがん検診の定期的な受診を促すことで、がんの予防と早期発見に努めます。
- ・健康に対する無関心層や健康づくりのきっかけがつかめない市民に対して、「しまだ健幸マイレージ」への参加を促すことで、健康に対する意識を高めます。
- ・「健幸アンバサダー₁」を養成し、健康で幸せに暮らせる市民を増やします。
- ・保健委員など地域の健康リーダーとともに、生活習慣の改善を促し、からだとこころの健康増進に努めます。
- ・市民・地域・職域、関係機関・団体・行政が相互に連携し、自殺対策を包括的に推進します。
- ・誰もが気軽に参加できる「スポーツ教室」を定期的に開催することで、健康づくり・体力づくりの機会を増やします。
- ・市民が開催する講座等にスポーツ推進委員を派遣することで、地域における健康づくりを支援します。
- ・関係機関や組織と連携し、「島田市食育推進計画」の4本の柱（未来につなげる食育、みんなでつなげる食育、元気につながる食育、自然とつながる食育）を推進します。

2. 島田市立総合医療センターで質の高い医療を実践します

- ・新病院建設事業において、安全性・利便性に配慮した駐車場やロータリーなどの外構整備を進めるとともに、周辺道水路整備事業との調整を図ります。
- ・災害時の初期医療を迅速に行えるよう、大規模災害対応訓練及び災害医療研修会等を実施し、災害医療体制の充実を図ります。
- ・公立病院として、救急医療や感染症や結核など政策的医療を行います。
- ・医業収益の向上とコスト削減を図り、健全な病院経営を行います。
- ・経営の基本指針と主要な取り組みを示す公立病院新改革プランを策定し、推進します。
- ・定期的な関連大学訪問と修学資金貸与制度の継続により、医師の確保に努めます。
- ・優れた医療人を育成するため、研修体制を充実させるとともに、職場環境の改善を進め、働きやすい職場づくりに努めます。

3. 地域医療の確保と充実を図ります

- ・「島田市地域医療基本条例」に基づき、市民・医療機関・市がそれぞれの役割を果たす安定した地域医療体制を構築します。
- ・市民が医療体制の現状を正しく理解し医療現場の負担が軽減されるよう、適正受診の必要性を啓発します。
- ・圏域市町・医療機関が連携して、「静岡県保健医療計画」に基づき、圏域全体の医療機能の確保と救急医療体制を維持します。
- ・市民が「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」を持つことを推奨します。
- ・夜間や休日・祝日・年末年始における初期救急対応体制を維持します。
- ・島田市立総合医療センターにおいて、二次保健医療圏における公立四病院での情報交換・共有、各医師会員への情報提供や勉強会を行い、病病・病診連携を強化します。
- ・地域の中で必要な医療と介護が切れ目なく提供されるよう、地域の医療と介護の限られた資源を有効に活用し、地域の専門職の連携強化を図ります。
- ・24時間365日訪問看護ステーションの機能を充実し、在宅医療体制の整備を進めます。
- ・島田市立看護専門学校において、アドミッショントリニティ₂を示し、看護師を志す強い意志を持つ学生の確保に努めます。
- ・専門職業人として社会人基礎力を身に付け、地域・市民の安全・安心な生活に貢献できる看護師の育成に努めます。

用語解説

- 【健幸アンバサダー】健幸づくりに関する正しい知識や上手な情報の伝え方を学び、友人や近所の人など、周囲の人に情報をお伝えすること。
- 【アドミッショントリニティ】入学者受け入れ方針のこと。

4. 国民健康保険制度の安定運営に努めます

- ・ジェネリック医薬品³推奨などにより医療費適正化を図り、健全運営に努めます。
- ・国民健康保険の安定運営のために、国民健康保険税の収納確保に努めます。
- ・受診勧奨や若年からの習慣付けなどによる特定健康診査受診率の向上、特定保健指導の高い実施率の維持を目指し、生活習慣病の発症や重症化を予防する事業を実施します。

用語解説

3 【ジェネリック医薬品】開発品の特許期間が満了した後で発売する、成分が等しく値が安い医薬品のこと。

1・3 生涯を通じて誰もが生きがいを持ち安心して暮らす（高齢者・介護）

1. 自立した生活と健康寿命の延伸を図ります

- ・高齢者の生きがいの一つとして浸透してきた「しまトレ」を更に展開するために、独自に作成した体操やレクリエーションのDVDを実施団体へ配布し、活動支援のためのサポーター「しまトレーナー」を養成します。
- ・気軽に集まり交流ができる「居場所」を推進し、閉じこもりがちな高齢者の仲間づくりや互いに見守り合える体制づくりを支援します。
- ・高齢者には、より元気に、より健康に暮らして欲しいため、「パワーリハビリ教室」の活用を促進します。
- ・健康づくり活動や地域社会活動に取り組んでいる老人クラブを支援し、高齢者が生きがいを持って生活できる環境をつくります。
- ・「生きがい活動支援通所事業」の実施により、高齢者の社会的孤立感の解消と自立生活を支援します。
- ・生活支援コーディネーター¹が参加する「小地域ケア会議」の開催を促し、生活支援のための「協議体」とも密接に連携することで会議内容を充実させ、地域の実情にあった支え合いの体制づくりを推進します。
- ・住民主体の生活支援サービスや外出支援サービスの推進を図り、地域におけるお互いさまの支え合い体制を構築していきます。
- ・地域リハビリテーション活動支援を充実させます。

2. 安心して暮らせる環境づくりを推進します

- ・高齢者の地域社会からの孤立防止や異変の早期発見、また、高齢者への迅速な支援を目的に、市、関係団体及び協力事業者等が相互連携を図り、日常的な見守り体制を充実・強化していきます。
- ・成年後見制度の普及啓発・利用促進を図るため、「成年後見支援センター」を中心に地域のネットワークづくりを進めます。
- ・地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等で受けた権利擁護の相談をチームとして対応し、市民の権利を守ります。
- ・在宅での生活が困難な高齢者のセーフティネットとして、養護老人ホーム「ぎんもくせい」を管理運営します。計画的に施設改修を実施し、施設の長寿命化を図ります。

3. 心身の状態変化に応じた包括的支援を推進します

- ・地域における高齢者の身近な相談窓口として市内6か所に設置している地域包括支援センターの機能の充実を図ります。特に、地域住民や関係機関との連携を強化することで高齢者の在宅での生活を支援します。
- ・住み慣れた自宅や施設で療養しながら自分らしい人生を最期まで続けることができるよう、島田市立総合医療センターと地域の医療・介護の連携を強化します。
- ・「もしものとき」の医療・ケアについて、本人が生前の意思表明を行う「リビング・ウイル島田版」の普及を促進します。
- ・認知症になってしまらしやすい地域づくりに向けて、地域包括支援センターごとに「チームオレンジ」を設置し、認知症サポーターが認知症の人やその家族に寄り添い、それぞれの地域に合わせた取り組みを行っていきます。
- ・認知症地域支援推進員を中心に地域の「認知症力フェ」を支援し、地域の認知症に対する理解を深めていきます。
- ・行方不明になった認知症の人を速やかに発見・保護するため、警察や地域包括支援センターと情報を共有する「徘徊高齢者等事前登録事業」を実施するとともに、専用アプリと身元確認用のステッカーを活用し地域で高齢者を見守る「みまもりあいプロジェクト」を推進します。

4. 介護保険サービスの適正な提供を推進します

- ・「島田市介護給付適正化計画」を策定し、介護給付の適正化事業を実施し、必要なサービスを必要な人に適正に提供します。
- ・介護サービス事業者への指導等により介護サービスの質の確保及び向上を図ります。
- ・高齢化の進行により増加する介護ニーズに対応できるよう、多様な介護人材の確保や介護人材の定着に向けた取り組みを推進します。
- ・できる限り住み慣れた地域で生活できるよう地域密着型サービスの充実を図っていきます。

用語解説

- 【生活支援コーディネーター】地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと。

1-4 互いに支え合い、いきいきと幸せに暮らす（地域福祉・障害福祉）

1. 地域福祉活動を積極的に推進します

- ・地区社会福祉協議会などが把握した福祉課題やニーズなどを行政と社会福祉協議会が共有し、連携して支援することで、地域ぐるみで支え合い、助け合う活動の充実を図ります。
- ・島田市社会福祉協議会と連携し、地域組織に対して積極的に働きかけ、小地域福祉活動を推進する地区社会福祉協議会の設立を推進します。

2. 自立した生活を送ることができるよう支援します

- ・地域、関係機関と協力し、早期に生活困窮者への予防的な対応を行うことを目指します。
- ・生活困窮者が自立し、安定した生活を送ることができるように、生活困窮者自立支援法や生活保護制度に基づき支援します。
- ・「貧困の連鎖₁」を断ち切るため、生活困窮世帯の子どもを対象にした学習・生活支援を行います。
- ・家庭に眠っている不用な食品を市内全域から集め、NPO等の協力を得ながら支援が必要とされる人に提供します。

3. 障害の相互理解と障害のある人の社会参加を促進します

- ・障害者就労施設で生産された物品の販売コーナーを公共空間等に設置し、障害のある人の社会参加の場を提供するとともに、障害のある人に対する理解の啓発活動に努めます。
- ・聴覚又は音声・言語機能に障害のある人が日常生活において円滑に意思の疎通を図ることができるよう、手話通訳者や要約筆記者₂の派遣により支援します。
- ・市役所窓口に専任手話通訳者を配置し、聴覚に障害のある人の相談支援を行います。
- ・障害の有無に関わらず、相互理解を深め、障害のある人の社会参加の促進とコミュニケーション支援の充実を図ります。
- ・就労を希望する障害のある人に対し、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を実施するとともに、福祉的な就労の場を確保します。
- ・障害者雇用を行う企業が増加するよう関係機関等と連携し、障害者雇用の推進を図ります。

4. 障害福祉サービスの充実を図ります

- ・地域生活を送るために支援を必要とする障害のある人及びその家族の相談に対応できる体制を整えるとともに、関係機関との連携を図ります。
- ・相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを近隣2市2町（島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）で共同設置し、相談支援体制の強化を図ります。
- ・障害の程度や介護者、生活環境を踏まえ、障害のある人に対しニーズに応じた障害福祉サービスの提供を行います。
- ・重度心身障害児が特別支援学校卒業後に日中生活する場の確保を推進します。
- ・障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、権利擁護施策の推進や虐待防止対策の強化を図ります。

用語解説

- 【貧困の連鎖】貧困であることが子どもの学習機会等に影響を与え、将来その子どもが大人になったときも貧困から抜け出せないという連鎖のこと。
- 【要約筆記者】話の内容を要約しその場で文字にして伝えることで、聴覚障害者、特に手話習得の困難な中途失聴者や難聴者のコミュニケーションを支援する者のこと。

政策分野2 子育て・教育

子育て・教育環境が充実するまちづくり

2-1 子どもを生み育てやすい環境をつくる（子育て）

1. 家庭を持ちたくなる環境づくりを推進します

- ・出逢い、恋して、結婚したいと思う独身者を応援するため、官民連携組織「島田市結婚支援ネットワーク」が独身男女の出逢いの場の創出や家庭を持つきっかけづくりを支援します。
- ・所得の低い新婚世帯の新居の取得や引越し費用の助成を行い、新生活を後押しします。
- ・不妊治療や不育症治療等を支援し、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減します。

2. 子育てを温かく見守る環境をつくります

- ・子育ての不安の解消や孤立化の防止を目的にマイ支援センターの登録を促し、地域子育て支援センターによる子育て仲間同士の交流機会を創出します。
- ・子どもの健全な遊び場であるこども館を運営し、次世代の社会を担う子どもの健全な育成と地域における子育て支援を行います。
- ・児童館、児童センターを運営し、子どもの健全な遊びや体験を通して、健康と体力の増進及び情操を豊かにする場を提供します。
- ・子育て応援メッセージ「ひとりじゃないでね」を合言葉に、「島田市子育て支援ネットワーク」とともに、子育て家庭を温かく包み込む活動を市内全域に広めていきます。
- ・地域の公民館等で児童・保護者の交流、育児相談、情報提供、子どもの居場所提供等の活動を行う団体を支援し、子育てを地域全体で見守る雰囲気を醸成します。
- ・子育てに関する支援全般を担う「子ども家庭総合支援拠点」において、家庭等からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、必要な支援を適切に行います。
- ・子育てに関わる総合相談窓口「子育てコンシェルジュ」の業務内容を充実します。専門の相談員が保護者や妊婦のニーズを聞き、子育て支援サービス等の情報提供や専門機関へのつなぎを丁寧に行います。
- ・子育ての総合的な窓口である島田市子育て応援サイト「しまいく」において、子育てに関するあらゆる情報や話題を子育て世代に向けて発信し、子育て支援の情報発信基地として充実を図ります。

3. 切れ目ない支援で、親子の心と身体を守ります

- ・子育て家庭に担当保健師を配置することで、小さな不安などの早期解消や孤立感を予防する「島田市版ネウボラ」の取り組みを進め、妊娠期から子育て期まで子育て家庭に寄り添った支援を行います。
- ・総合相談窓口となる子育て世代包括支援センター「てくてく」に専門の相談員（母子保健コーディネーター）を配置し、すべての妊産婦等の状況把握、医療機関等と連携を図りながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行います。
- ・妊娠中や出産後間もないお母さんが、安心して子育てができるように、育児サポーターとして育児経験のある保育士等が家庭を訪問し、無料で育児援助・相談を行います。
- ・生後1～2か月の時期に、母子の心身の状態などを確認するため、保健師等が家庭を訪問して、適切な育児・保健指導を行います。
- ・乳幼児健康診査や相談の実施により、乳幼児の健康保持・増進と子育て家庭の抱える課題の改善に努めます。
- ・子どもの成長や今までの相談等を保護者が記録していく「しまいくサポートファイル」により、子どもの成長やサポートの記録を関係機関と共有し、乳幼児期から成人期まで継続した支援を行います。
- ・働きながらでも子育ての時間を十分に確保できるよう、子育てに関する情報の受取、申請手続き、相談などにデジタル技術を活用し、「子育て支援プラットフォーム」を運用して利便性を高めていきます。

4. 子ども一人ひとりの状況に応じた支援を充実させます

- ・発達に課題のある子どもがその子らしく健やかに育つことができ、保護者が安心して子育てができるよう継続的に支援します。
- ・発達に課題のある子どもを受け入れている幼稚園及び保育所等に対する支援を強化します。
- ・子ども発達支援センター「ふわり」において、親子通園・定期通園・並行通園が必要な児童、また、医療ケアの必要な児童に対し、保護者の想いに寄り添い、適切な支援を行っていきます。
- ・福祉サービスを必要とするすべての児童に対し、相談支援専門員が面接から利用計画書の作成、事業所とのサービス調整を一貫して行います。
- ・支援が必要な障害のある子どもを対象に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
- ・低所得層のひとり親に対し、児童扶養手当及び医療費の助成を行い、生活の安定に寄与します。
- ・ひとり親の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ります。ひとり親が就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、給付金を支給します。
- ・児童相談所や学校などの関連機関が連携することで、家庭における児童虐待などの課題から子どもを守ります。

5. 保育環境の更なる充実を図ります

- ・保育所等や放課後児童クラブにおいて、利用申込児童と待機児童の動向を把握し、状況に応じた施設の整備や拡張を行うとともに、保育人材の確保に努めて待機児童の解消を図ります。
- ・保育料の第2子半額、第3子以降無償化を継続し、子育て世帯の経済的負担を減らします。
- ・保護者の就労形態等の多様化に対応できるよう、教育・保育サービスの多様化を図ります。
- ・子どもの病気中や病気回復期など、緊急時の対応を含めた保育サービスの充実に努めます。
- ・放課後児童クラブにおいて、民間事業者や民設クラブと連携しながら、安全・安心な運営及び利用者ニーズに沿ったサービスの質の向上を図ります。
- ・幼稚園の新制度への移行を支援します。

2-2 地域ぐるみの教育環境をつくる（学校支援・子ども支援）

1. 地域全体で学校教育を支援し、教育力の向上を図ります

- ・学校運営に地域住民の参画を促進するため市内全小中学校で導入した「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」により、育てたい子ども像や目指すべき教育ビジョンを保護者や地域と共有し、地域ぐるみで特色ある学校づくりを進めます。
- ・学校に対する地域住民の活動を連携させ、コーディネートする「地域学校協働本部」の取り組みを推進し、学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで将来を担う子どもを育成します。

2. 地域の人・資源を活かした学びの場をつくります

- ・子どもが未来に向かって、夢を膨らませることができるように、地域の人材・資源を活かしたお茶摘みや米作り等の体験活動や和文化教育を実施します。
- ・中山間地域の自然や様々な人と触れ合う「サタデーオープンスクール」「サマーオープンスクール」を開催することで、自然の素晴らしさを理解し、良好な人間関係を築ける子どもを育てます。

- ・学習習慣の定着や地域における学びの循環が生まれる「寺子屋事業」を地域と協働し取り組んでいきます。
- ・交通指導員をはじめとした地域ぐるみで児童・生徒の安全を確保するための見守り活動を促進します。

3. 家庭教育を推進し、子育て学習を支援します

- ・仲間づくりのできる場や親同士のつながりを大切にし、子どもを心身ともに健やかに育していくための学びあいの機会とするため、小学校での「家庭教育学級」や、翌年度小学校に入学する子どもを持つ親を対象とした「親学講座」を開催します。
- ・子どもの「生きる力」の基礎的な資質や能力を培う上で重要な役割を担う「家庭の教育力」の向上を図るために、「初めて0歳児をもつ親の講座」、「幼児・児童をもつ親の講座」、「小・中学生をもつ親の講座」など各年齢層に応じた家庭教育講座を開催します。

- ・「島田市子ども・子育て支援事業計画（しまだ子ども未来応援プラン）」、「島田市子ども・若者育成支援計画（しまだ大井川子ども・若者プラン）」に基づき、スポーツや文化活動を通じて、子どもの地域愛と社会性を培う「放課後子供教室」を地域の人たちと協働して開催します。

- ・子育て中の保護者や家庭教育に関心のある市民を対象に家庭教育講演会を開催し、地域の教育力向上を図ります。
- ・地域での読み聞かせ活動を促進するため、読み聞かせボランティアが公民館等で親子ふれあいの場や親同士の交流の場を設けることを支援するとともに、ボランティアの育成や交流を進めていきます。

用語解説

- 1 【島田市子ども・若者育成支援計画（しまだ大井川子ども・若者プラン）】国の大綱・県の計画を反映させ、子ども・若者の健やかな成長と自立を積極的に支援していくための計画のこと。

2-3 豊かな心を育む教育を進める（義務教育）

1. 子どもの成長を支える教育環境を構築します

- ・保育所・認定こども園・幼稚園と小学校及び、小学校と中学校の連携を図り、園訪問や観察、保護者との面談、保幼小研修会、園長会、小中連絡会などの取り組みを通して、きめ細やかな就学支援を進めます。
- ・中学校区ごとの小中学校連携による授業づくりを進めます。
- ・市内全小中学校にALTを派遣し、コミュニケーション活動を重視した外国語教育の充実を図ります。
- ・教職員の校務処理等の負担を軽減するために、広域連携で導入している校務支援システムを効率的に運用し、教育活動の質の向上につなげます。
- ・遠距離通学が必要な児童・生徒の交通手段としてスクールバスを運行するとともに、バス車両を計画的に更新していきます。

2. デジタル社会で活躍できる児童・生徒を育てます

- ・GIGAスクール構想により整備した校内通信ネットワークと1人1台端末を活用した学習活動の充実を推進するとともに、児童・生徒の情報活用能力の育成を図ります。
- ・ICT支援員を配置し、ICT機器を活用した授業を支援することで、教員の負担を軽減するとともに、教員のICTスキルの向上を図ります。
- ・最適な教育環境を維持するため、校内通信ネットワーク及び全児童・生徒1人1台端末等の管理を行います。
- ・児童・生徒の論理的思考力、分析力（問題把握能力）、問題解決能力を高め、豊かな創造性を育むためのプログラミング教育を推進します。
- ・島田ICTコンソーシアムの協力のもと、ドローンやロボットを使った実践的なプログラミング教育を実施し、プログラミングに対する興味を喚起します。

3. 誰もが安心して教育を受けられる環境をつくります

- ・経済的な理由により教育費の負担が困難な家庭に対し、学用品費や給食費等を援助します。
- ・各学校に学校教育支援員を配置し、特別な教育的支援が必要な子どもを支援します。
- ・各学校にスクールソーシャルワーカー₁を配置し、教育センター₂と連携しながら、様々な困難や不安、悩みを抱える子どもや家庭にきめ細やかに対応します。
- ・家庭の理由で学習機会が限られている子どもの寺子屋を開催します。
- ・教育センターにおいて、不登校児童・生徒の居場所づくりや特別な支援が必要な児童・生徒に対する放課後指導等を行います。
- ・外国籍児童・生徒等指導員を配置し、日本語指導を必要とする子どもを支援します。
- ・「いじめ問題対策連絡協議会」を中心に、いじめにつながる事案を速やかに把握し、関係機関と連携したいじめ防止対策に取り組みます。

4. 安全・安心でおいしい学校給食を提供します

- ・徹底した衛生管理により、安全・安心な学校給食を提供します。
- ・学校給食センターを円滑に運営し、施設設備を適切に維持管理します。
- ・学校給食センターの運営について経営合理化を進めます。
- ・食物アレルギーがあっても他の子どもと一緒に給食が食べられるように、食物アレルギー対応食を提供します。
- ・栄養バランスのとれた給食を提供し、適切な栄養の摂取による健康づくりの大切さを伝えます。
- ・学校給食を生きた教材とした食育の推進を図ります。
- ・旬の地場産物を積極的に取り入れた献立を作成し、安全で新鮮な食材を使用したおいしい給食を提供します。

用語解説

- 【スクールソーシャルワーカー】いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う専門家のこと。
- 【教育センター】島田市の教育の充実と振興を図るために教育施設のこと。専門的、技術的な調査研究や教育相談、教育指導等に関する事業を行う。

5. 学校施設の適切な管理運営に努めます

- ・学校施設の改築や改修、修繕工事を計画的に進め、安心して学ぶことのできる学校環境の整備を進めます。
- ・学校施設の調査・点検を定期的に実施することで、学校生活における児童・生徒の安全を守ります。
- ・令和6年4月の統合に向けて、島田第一小学校の改築を進めます。

6. 子どもにとって望ましい学校環境づくりを推進します

- ・カリキュラム等検討委員会³において、円滑な統合に向けた協議を行います。
- ・統合する学校間の交流活動を行い、児童が安心して統合の日を迎えるようにします。
- ・スクールバスの運行により、遠距離通学となる子どもの安全と利便性を確保します。

用語解説

- 3 【カリキュラム等検討委員会】教育委員会と学校再編対象校によって構成される組織のこと。学校統合に向けたカリキュラムをはじめ、学校の名称、校歌、学用品、教員の配置等の調整や再編対象校が抱える課題について協議する。

2・4 地域で学びの力を発揮する人材を育てる（社会教育）

1. 生涯学習の充実を図ります

- ・学習のきっかけづくりとして市民学級や社会教育講座等の魅力ある講座を開催します。
- ・「教える人（教授）」と「学ぶ人（学生）」の両者に活動の場を提供する東海道金谷宿大学を開講し、事業を支援していきます。
- ・いつでも、どこでも学習できる機会を拡げるため、ICT機器を活用した講座を開催します。
- ・市民一人ひとりが自分らしく学び続けるとともに、その成果を十分に活かすことのできる環境を整え、学習発表の場として、「フェスタしまだ」や「東海道金谷宿大学成果発表会」等を開催し、参加者相互の交流と活動の活性化を図り、多くの方々に生涯学習活動への参加を促していきます。

2. 青少年の健全な育成を支援します

- ・「しまだ大井川子ども・若者プラン」に基づき、子ども・若者の健やかな成長と自立を支援します。
- ・少年育成教室「しまだガンバ！」に参加した小学生が、中学生、高校生へと成長する中で、その補助者、指導者へつながっていく、青少年育成のサイクルを大切にします。
- ・「静岡県青少年指導者」の認定を目指す中高生を支援し、郷土への愛着心のある「地域に貢献できるリーダー」に育てます。
- ・育成補導委員による補導活動及び育成活動により、家庭、地域と連携し、「地域の子どもは、地域で見守り育てる」取り組みを推進します。

- ・社会教育委員や生涯学習推進委員として、男女年齢問わず、幅広い人材を登用し、多様な意見を取り入れた社会教育の推進を図ります。
- ・地域の人人が集い、つながりを深め、課題を話し合う場として、公民館をはじめ、しまだ楽習センター、野外活動センター、山村都市交流センターなどの社会教育施設の機能の充実を図るとともに、適正に維持管理します。

3. 図書館機能を充実させ読書活動を支援します

- ・「島田市図書館資料収集方針」に基づき、市民のニーズ等を踏まえた蔵書資料の収集に努めます。
- ・全国の図書館等の動向を見ながら、電子図書館³の導入を検討していきます。
- ・点字図書やマルチメディアDAISY図書⁴の充実など、読書のバリアフリー化を進め、視覚に障害のある人をはじめとする、誰もが快適に利用できる図書館を目指します。
- ・図書館電算システムを更新し、利用者サービスの向上を図ります。

- ・「島田市子ども読書活動推進計画⁵」に基づき、子どもの成長発達段階に応じた取り組みを行い、読書を通じて豊かな心を育みます。
- ・図書館システムの「My本棚」「読書マラソン」機能を広く周知し、活用者を増やすことで、読書習慣の定着化を図ります。
- ・子どもが身近な場所で本に親しめるよう公民館等の図書コーナーの充実を図ります。

用語解説

- 【静岡県青少年指導者】青少年の健全育成のために必要な指導者のこと。県教育委員会では、青少年指導者としての資質や専門的な能力を高め、地域の青少年活動に積極的に参加したいと考えている方に研修機会を提供しており、その実績に基づき初級・中級・上級の級位を認定している。
- 【島田市子ども・若者支援地域協議会】子ども・若者育成支援推進法に基づき設置される協議会で、ニート、ひきこもり等困難を抱える若者への支援を行うために、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各分野の関係機関からなる地域におけるネットワークのこと。
- 【電子図書館】インターネットを利用して、電子化された書籍等を検索・貸出・返却・閲覧できるシステムのこと。
- 【マルチメディアDAISY図書】音声と一緒に、文字や画像が表示されるデジタル図書のこと。
- 【島田市子ども読書活動推進計画】子どもの読書活動の推進に関する法律第9条に基づき、豊かな心をもった子どもを育てることを目指し策定した計画のこと。

2-5 生涯を通じてスポーツを楽しむ人を増やす（スポーツ活動）

1. 生涯スポーツを普及します

- ・スポーツ推進委員やNPO法人島田市スポーツ協会と連携し、「トランポウォーク」や「ワンバウンドふらば～るバレーボール」などのニュースポーツの普及を図り、健康づくり、スポーツ人口の拡大、多世代交流につなげます。
- ・託児付きのスポーツ教室やパラスポーツを中心としたスポーツイベントを開催し、ライフスタイルに合ったスポーツを楽しむ機会を提供します。
- ・ジュニアスポーツクラブを開催し、子どもの基礎体力の養成を行うとともに、スポーツに親しむきっかけをつくります。
- ・実演動画のオンライン配信により、自分のペースで安心して運動に取り組める機会を提供します。
- ・中学校の部活動に専門的知識・技能を持つ外部指導者を配置することで、教職員の負担軽減を図るとともに、子どもにスポーツの基礎や楽しさを伝えます。

2. 競技スポーツの推進を図ります

- ・各種競技団体が加盟するNPO法人島田市スポーツ協会、スポーツ少年団などを支援することで、競技スポーツの推進を図ります。
- ・「しまだ大井川マラソン in リバティ」など各種スポーツ大会の開催を支え、市民の競技力・技術力の向上に努めます。
- ・全国の実業団、大学チームなどの合宿誘致を通じて、レベルの高いスポーツに触れる機会を創出します。
- ・世界大会や全国大会で活躍する当市にゆかりのあるスポーツ選手・団体を支援します。また、選手と市民がふれあう場を創出し、それに続くスポーツ選手・団体の育成につなげます。
- ・静岡県市町対抗駅伝競走大会を通じ、市民の陸上競技力の向上を図ります。
- ・全国障害者スポーツ大会等で活躍する選手を応援します。

3. スポーツ活動を行う環境を適切に管理運営します

- ・島田球場や大井川河川敷のスポーツ広場などの社会体育施設の改修・修繕を計画的に実施します。
- ・「ローズアリーナ」や「横井運動場公園等」、「島田ゆめ・みらいパーク」などの管理運営に指定管理者制度を活用することで、更に利用者に寄り添った施設となることを目指します。
- ・屋内運動場やプールなどの学校体育施設を開放します。
- ・子どもから高齢者までが楽しく身体を動かすことができる「島田ゆめ・みらいパーク」を、「島田市田代の郷温泉」と一体的に管理することで、更なる利用を促進します。

政策分野3 経済・産業

地域経済を力強くリードするまちづくり

3-1 地域で働く人を増やし、地域経済を発展させる（人材確保）

1. 活躍する人を育て、応援します

- ・起業を考えている人を産業支援センター「おびサポ」がワンストップで支援します。開業資金を補助することで夢の実現を後押しするとともに、セミナーや交流会による自己啓発やスキルアップ、人や企業との交流を図る「伴走型支援」で、安定した経営と一緒に目指します。
- ・高校生や中学生に市内の企業を知つもらうことで、地域に根っこのある若者を増やし、将来のU・I・Jターン就職につなげます。
- ・地域の魅力を感じつもらうことで、ここに就職したい、一旦島田を離れてもまた島田に戻り活躍したいと願う高校生を増やしていきます。

- ・学生の地元企業への就業を支援するため、企業見学会（ジョブシャドウイング）、業界研究会、企業説明会、大学と企業・企業と学生の交流会、合同企業ガイダンスなどを周辺の市町と連携して実施します。
- ・資格などの取得にかかる費用の一部を支援することで、勤労者のスキルアップを応援します。
- ・高齢者の就労の場を提供するシルバー人材センターへの支援として補助金を交付します。
- ・ハローワーク島田お仕事相談室「ママハロ」で、ママの就労をワンストップで支援します。

2. 多様な働き方を応援します

- ・新しい生活様式に対応できるテレワークを推進します。
- ・新たな産業及び雇用を創出し地域経済の活性化を図るため、市内でシェアオフィスやサテライトオフィスなどを設置する企業を支援します。

- ・コワーキングスペースの運営支援を通じて、個人事業主やフリーランス¹、起業後まもなく事務所を構えるまでには至っていない方などに仕事の場を提供します。

3. 働きやすい職場づくりを支援します

- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方を推進し、誰もが充実した生活を送ることができる環境づくりを推進していきます。
- ・子育てや介護など、働き手の家庭環境に配慮した職場環境を整え、多様で柔軟な働き方を提供する取り組みを促進します。

- ・仕事も家庭も大切にする働き方ができる環境整備を推進し、多様な人材の活躍によって地域経済の活力を維持していきます。
- ・働き方や休暇取得に対する職場内の理解を深め、職場全体で休暇を取得しやすい風土をつくる取り組みを推進します。

用語解説

- 1 【フリーランス】特定の企業や団体、組織に専従しておらず、自らの技能を提供することにより社会的に独立した個人事業主のこと。

3-2 世界に誇れる技術を持った中小企業を育てる（中小企業支援）

1. 中小企業の「稼ぐ」を応援します

- ・ニューノーマル時代における新たなビジネスニーズに応えるため、新産業分野への参入やイノベーション（技術革新）に取り組む中小企業者等を支援します。
- ・事業活動の近代化や合理化に取り組む中小企業者等を支援します。
- ・中小企業の経営者や後継者を対象に経営に関する実践的な学びの場を提供する島田ビジネススクール「島田塾」を開校し、中小企業者等の改革を支援します。
- ・経営の安定と健全な発展を図るため、国や県とともに中小企業者等の資金繰りを支援します。

2. デジタルを活用して、地域産業を盛り上げます

- ・事業活動におけるＩＣＴ機器の導入といったデジタルシフトの重要性を島田ＩＣＴコンソーシアムや経済団体と連携して発信し、その導入をサポートすることで、中小企業者等の新たなビジネスニーズの獲得や経営の合理化につなげます。
- ・市公式ＥＣサイトを活用し、島田の中小企業が誇る商品の世界に向けた販売を支援します。
- ・中小企業者等の情報を一体的に発信する専用サイトを立上げ、企業情報のデータベース化及びマーケティング情報等のフィードバックの仕組みを構築します。

3. 地域に元気をもたらす地域産業を創出します

- ・豊富な水資源などの強みを活かし、ふじのくにフロンティア推進区域に次世代の成長産業などを見据えた企業誘致を行います。
- ・市内企業や新規立地企業による工場新設等の設備投資を支援します。
- ・ふじのくにフロンティア推進区域にとどまらず、市内において交通アクセスの優位性を活かした新たな工業用地の開発を検討します。
- ・民間遊休地情報と工業用地を探す企業とのマッチングを支援します。
- ・当市の優位性や工業用地の情報を、県や金融機関等との連携を図りながら企業に積極的に発信することで、企業誘致の機会を捉えていきます。

3-3 商店街や個店を支援し、地域のにぎわいを生み出す（にぎわい創出）

1. 中心市街地のにぎわいづくりを進めます

- ・「島田市中心市街地活性化基本計画」に基づき中心市街地の活性化を図ります。
- ・物件の持つ魅力やストーリーを活かしたリノベーションによるまちづくりを推進します。不動産オーナーやまちづくりプレイヤーを対象とした勉強会を開催し、リノベーションまちづくりの機運を高めます。

2. 公共空間を活用して、人と人をつなげます

- ・公共空間を活用した多世代が過ごす時間を楽しめるマルシェ等の開催を支援します。
- ・おび通りの「しまだ元気市」、駅前緑地の「サンカク公園プロジェクト」のような活動の輪を広げていきます。
- ・道路や公園、空き地を一体的に捉え、公共空間活用の可能性を広げます。
- ・おび通りや駅前緑地、市役所などの公共空間の取り組みをつなぎ、回遊して楽しめるウォーカブルシティを目指します。
- ・ＪＲ島田駅前広場やその周辺は、多くの人を集めることができる可能性を持った場所です。その有効な活用方法について実証実験を踏まえながら検討を進めます。

3. チャレンジする商店主を支援します

- ・産業支援センター「おびサポ」が、新商品開発や新規市場開拓などにチャレンジする商店主を具体的なアドバイスで支援します。また、セミナーや交流会を開催することで、商店主のやる気を高めます。
- ・売り上げ拡大につながる店舗の改修を支援します。
- ・島田市の魅力を発信するシンボルとなる produk「島田の逸品」として認定し、販売促進を応援するとともに、当市のブランド力強化につなげます。
- ・商業グループや商店街団体が実施する商業活性化を目的とした取り組みを支援します。

3-4 地域の特色を活かした農林業を進める（農業・林業）

1. 次の世代へつながる「稼ぐ農林業」を目指します

- ・認定農業者の6次産業化やスマート農業の導入に向けたチャレンジを支援します。
- ・農業の法人化及びビジネス経営体の育成を支援し、経営基盤の強い農業者を増やします。
- ・認定新規就農者を支援し、地域農業の新たな担い手を確保及び育成することで、農業の振興及び活性化を図ります。
- ・有機農業に取り組む生産者を支援するとともに、安全・安心な農産物に対する消費者の理解を促進します。
- ・KADODE OOIGAWAや道の駅などの販売網と生産者を結び付けることで、農林業で稼ぎたいという生産者の思いに応えていきます。
- ・適切な森林管理に認められる森林管理認証を継続し、大井川流域産材のブランド力を高めていきます。
- ・大井川流域産材の需要の喚起による林業・木材業・建築業などの活性化を支援します。
- ・ＩＣＴ等の林業イノベーションの推進に寄与する先端技術に係る情報の共有や検証を行います。
- ・林業経営体と連携し、新たな担い手の確保に向けて、林業の魅力を発信していきます。

2. 農地を集積・集約し、生産体制を強化します

- ・地域における話し合いに基づき、人・農地プランの実質化を推進し、中心経営体への農地の集積・集約化を進めます。
- ・農地中間管理機構と連携し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえた農地の貸借を促進します。
- ・小規模かつ不整形の農地を集積するための土地改良事業を進め、大型機械を導入する取り組みを支援し、生産性を向上させます。

3. 農林業生産基盤の整備を推進します

- ・農道や林道を計画的に整備して、農業や林業の生産基盤を強化します。
- ・林道と作業道等が一体となった路網整備及び高性能林業機械の導入により、低成本生産システムの構築を推進します。
- ・森林所有者の合意形成を図り、小規模かつ分散する森林施設を集約化し、効率的かつ価格競争力のある林業を推進していきます。
- ・地域住民が協力して実施する農道保守などの簡易な整備活動を支援します。
- ・地域や関係団体と協力して、農作物や森林に被害をもたらす有害鳥獣の対策を進めます。

4. お茶の魅力を発信し、茶業の振興を図ります

- ・市民の「緑茶愛」に着目した「島田市緑茶化計画」によるシティプロモーションを展開することで、島田市の魅力を世界に発信するとともに、市民のお茶に対する誇りを高めます。
- ・KADODE OOIGAWA等と連携し、島田のお茶を観光交流客に体験してもらいます。
- ・有機ＪＡＳなどの認証取得を支援することで、有機栽培や碾茶栽培など付加価値の高い茶の生産を振興し、海外輸出を進めます。
- ・樹齢の若返りを図るとともに、品種の多様化を進めるため茶樹の改植を支援します。
- ・販売促進活動を行う茶業振興団体を支援します。
- ・料理やスイーツなど、お茶活用の多様化を進めるため関連商品の開発を支援します。
- ・世界農業遺産「静岡の茶草場農法」をＰＲするとともに、実践者を支援します。
- ・デジタルマーケティングの手法により、宣伝・販売力やブランド力を強化します。

3-5 地域の魅力を活かした観光振興を図る（観光）

1. 地域資源を活用し、「稼ぐ観光」を目指します

- ・「島田市観光戦略プラン」による、マーケティングの考えに基づく事業を展開していきます。
- ・大井川やSL、温泉をはじめとする既存の地域資源を磨き上げるとともに、新たな地域資源を発掘・活用し、この地域ならではの観光地域づくりを進めます。
- ・島田大祭、島田鼈まつり、金谷茶まつりなどの祭りの開催を支援します。
- ・史跡整備と並行して、魅力あるイベントの開催や全国的な城イベントに出展するなど、諏訪原城跡を観光スポットとして活用していきます。
- ・観光関連事業者とともに地域資源を活用した観光コンテンツの造成を進め、流通を促進することで消費の機会を創出・拡大します。
- ・「新しい旅のスタイル」を意識しつつ、将来的なインバウンドの受け入れを念頭に、受入環境の整備を進めます。
- ・空の玄関口である富士山静岡空港を活用し、市内観光へ誘導していきます。
- ・開湯から30年を迎える川根温泉について、源泉やバーデ棟を中心に総合的に検討し、改修を行います。
- ・「大井川でやるべき100のこと」を効果的に活用し、観光交流客の地域回遊を促進します。

2. 魅力ある観光情報を効果的に発信し、交流人口を拡大します

- ・デジタルマーケティングを積極的に活用し、当市及び大井川流域の観光地としての認知度を向上させます。
- ・観光Webサイトを活用しオンライン上での情報発信を充実するとともに、「TOURIST INFORMATION おひなび」を拠点に、地域の魅力を効果的に発信し、地域への誘客と観光消費につなげます。
- ・地域の観光に携わる多様な事業者や団体等から構成される地域（連携）DMOによる大井川流域を軸とした一体性のある観光地域づくりを支援します。

3. 蓬萊橋周辺の整備を進め、訪れる人の満足度を高めます

- ・「大井川蓬萊橋右岸かわまちづくり計画」に基づき、右岸側の整備に着手します。
- ・蓬萊橋897.4茶屋及び高水敷の広場などを中心とした左岸側の「憩いと賑わいのある水辺空間」を創出します。
- ・蓬萊橋の両岸を一体的に整備することで施設の利便性を高めるとともに、更なる魅力の創出と結びつきを強化し、拠点性を向上させます。
- ・官と民が連携したイベントやロケーション活動支援を充実させることで、市のシティプロモーションにつなげます。
- ・「島田市大井川ミズベリング協議会」を継続し、国と島田市、地域の関係団体や企業、市民等の関係者間の調整を図りつつ、ハード整備とソフト施策を一体的に推進します。

4. 川越し街道の魅力を高め、にぎわいを創出します

- ・川越し街道の伝統的・文化的な風景・景観を残しながら、観光資源としての魅力を高めます。
- ・登録有形文化財に認定された旧桜井家住宅を更に活用するため、飲食や物販などの機能を付加します。
- ・朝顔の松公園は、来園者の利便性を図る用途への積極的な活用・整備をします。
- ・川越し街道の道水路を整備し、エリアとしての魅力を高めます。
- ・川越し街道の風情にちなんだ「和菓子バル」やマルシェなどを開催し、にぎわいの創出を図ります。

政策分野4 環境・自然・生活

住みよい生活環境があり、自然とともに生きるまちづくり

4-1 地域循環共生圏を形成する

(脱炭素社会・エネルギーの地産地消・循環型社会・環境教育)

1. エネルギーの地産地消を推進します

- ・「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、再生可能エネルギーの活用について、調査検討を行い再生可能エネルギーの導入目標を定めます。その上で、地域での再生可能エネルギー設備の導入につなげます。
- ・川根温泉の温泉付随ガス（メタンガス）を活用したコージェネレーションシステムを通じて、川根温泉ホテルに電気を、ふれあいの泉に熱を供給します。また、年間を通して安定供給ができるように、機器の適切な維持管理を行います。
- ・地元企業との協働による公共施設における地産エネルギー導入を促進します。
- ・風力発電などを導入する民間事業者の取り組みに対し、適正な行政指導を行います。
- ・公用車に電気自動車を導入していきます。

2. 省エネルギーを推進します

- ・「島田市環境基本計画」の内容を確実に推進するため、市民や事業者に周知を図るとともに、P D C Aサイクルを回すことで進捗管理を行います。
- ・地球温暖化防止対策のため、「COOL CHOICE」を周知し、市民一人ひとりに「賢い選択」を促していきます。
- ・市としてエコアクション21の認証・登録を継続するとともに、持続可能で環境に配慮する社会の構築に向けた活動を市全域に広げていきます。
- ・新しい市役所本庁舎においては、空気の循環に配慮することで省エネルギーでも快適な環境を維持できるようになります。
- ・公共施設の照明LED化については、E S C O事業₁などの民間提案制度を採用することで、初期費用を平準化し、効率的にスピード感をもって導入します。
- ・住宅用の省エネルギー設備の設置を支援し、市民レベルにおける省エネルギーを推進します。

3. 資源のリサイクルを推進します

- ・古紙、アルミ缶等の資源ごみを集団回収する団体を支援し、その取り組みを促進します。
- ・ごみ処理過程で生成される腐葉土、スラグ・メタル₂を有効活用することで、再資源化への市民の意識を高めます。
- ・剪定枝や食品関係の事業所から排出される残飯等をたい肥としてリサイクルします。
- ・不用になった生活用品の有効活用につなげる「生活用品活用バンク」の利用促進を図ります。
- ・不用になった衣類を回収し、海外での再利用につなげます。

用語解説

- 【E S C O事業】省エネルギー改修にかかるすべての経費を光熱水費の削減分で賄う事業のこと。
- 【スラグ・メタル】可燃ごみを焼却したときにできる灰（焼却灰）を、電気やガス、コークスを使って1,200℃以上の高温に加熱し、溶融・固化してできる人工砂をスラグといい、うち、鉄分を含むものをメタルという。

4. ごみの減量を推進します

- ・ごみの発生を抑えるため、マイグッズ運動（マイバッグ、マイボトル、マイカップ、マイ箸）を推進します。
- ・家庭から排出されるごみの大部分を占める生ごみの発生抑制、排出抑制のため、生ごみ処理容器キエ一口の普及啓発や各家庭での水切りの周知徹底を図ります。
- ・田代環境プラザの長寿命化と適正な運営、維持管理を行います。

5. 環境教育・学習を推進します

- ・子どもをリーダーとして家庭の中で地球温暖化防止に向けた環境教育・学習に取り組む「アース・キッズ事業」を実施します。
- ・学校、事業所、N P O、行政などが連携し、環境学習講座の開催や自治会・学校単位で実施する出前講座等の機会を増やすことで、環境保全に対する市民一人ひとりの意識向上につなげます。
- ・田代環境プラザごみ廃熱式発電や、伊太地区に整備されたメガソーラー発電所、小水力発電所の仕組み、自然環境保全の取り組みなどを環境教育の教材として活用していきます。
- ・持続可能な開発目標「S D G s」を周知することで、市民一人ひとりが環境問題を身近な環境から地球規模の環境まで考えることができるよう機運を高めます。

4-2 みどり豊かな自然を守り育む（森林環境・農地保全・緑化活動）

1. 森林環境の保全を図ります

- これまで手入れが行き届いていなかった森林の保全を進めています。また、木材の持つ価値や素晴らしさを啓発していきます。
- 伊太田代地区周辺において、自然環境や希少動物の保護、保全を継続するとともに地域と協力しながら観察を継続します。
- 企業との環境保全協定の締結数を増やすことで、環境への負荷を低減し良好な自然環境の保全を推進します。

2. 農地や森林が持つ多様な効果を守り、活かします

- 「島田市森林整備計画」に基づき、間伐などの森林整備や、林道・作業道の整備を進め、森林が持つ水源かん養や二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止などの公益的機能の維持・増進を図ります。
- 「島田市農業振興地域整備計画」に基づき、保全すべき農地の適切な管理に努めます。
- 農地利用状況調査を実施し、農地利用の指導や遊休農地¹の斡旋などを行い、荒廃農地の発生抑制と解消、非農地判断など地域の実情に応じた対策を実施します。
- 大井川流域産材のブランド化などにより木材利用の普及を進め、森林保全のサイクルの活性化を図ります。

3. まちの緑化を推進します

- 球根や苗木等を配布する（公財）グリーンバンクの活用を奨励するほか、市民や事業者の生け垣づくりを支援することでまちなみの緑化を後押しします。
- 地域の花壇づくりを通して、花とみどりで彩られた都市空間を創出する市民の自発的な活動を支援します。
- 全国的に希少品種である早咲きの帯桜を枝分けし、島田市でしか見られない景観を創出します。
- さくら並木の病害虫やテングス病²を防除し、さくら並木の保護育成を支援します。
- 市の花である「バラ」を、より多くの人に愛され親しまれるよう、まちづくりに活かしていきます。
- 「島田市緑の基本計画」に基づき、緑地の保全・緑化の推進を総合的・計画的に進め、まちの緑化に対する市民の意識を高めていきます。
- ばらの丘公園を拠点とし、バラの育て方講座の開催や市民への誕生の木の配布でバラ苗を配布するなど市民がバラに親しむ機会を創出します。

用語解説

- 【遊休農地】耕作はしていないが、保全管理、休耕など手を加えている農地のこと。
- 【テングス病】カビの一種が原因で発生する伝染病のこと。感染すると枝が異常に発生して、花が咲かなくなる。放置しておくと感染した枝はやがて衰弱し、枯死してしまう。

4-3 水資源と水環境を守る（水環境）

1. 水資源を保全します

- ・し尿や家庭雑排水を処理する浄化センターや住宅団地汚水処理場、し尿や浄化槽汚泥を処理するクリーンセンターの適切な管理運営を行い、自然環境に戻す水をきれいにします。
- ・公共下水道事業の事業計画区域外において、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への付け替えを促進することで、自然環境に戻す水をきれいにします。
- ・公共下水道、コミュニティプラント¹、合併処理浄化槽を効果的に使い分けることにより、適正に汚水を処理します。
- ・地下水のかん養を図る雨水浸透施設を普及させるために、土地利用（分譲宅地）を行う事業者に設置を指導するとともに、一般住宅を建設する住民に設置を推進します。
- ・市内河川における水質調査を定期的に実施するとともに、工場排水の監視を行います。
- ・水の大切さを市民に啓発し、水資源を大切にする意識を高めていきます。
- ・生活排水による河川の水質汚濁の軽減につながるよう、生活雑排水対策について指導、啓発を各家庭及び事業所に対して実施します。

2. 水環境を守ります

- ・「大井川の清流を守る研究協議会²」が実施する流況・水質などの調査・研究活動や、水の大切さを伝える啓発活動を通じ、流域市町が主体となって大井川の水環境を守り続ける意識を高めていきます。
- ・ミズベリングの活動を通じた水辺空間の環境保全の意識向上を図ります。
- ・市内一斉環境美化活動（川ざらい）を実施し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。
- ・笛間川や伊久美川などの自然豊かな水辺環境を大切に守っていきます。
- ・河川愛護団体への支援を行うとともに、県のリバーフレンンドシップ制度などの活用により、市民と市が協働して水辺環境を保全します。

3. リニア中央新幹線整備における水資源と自然環境の保全に取り組みます

- ・流域市町の代表として情報収集に努め、地域住民の生活環境や周辺地域の自然環境に関わる水資源が確実に保全されるよう、工事が環境に与える影響を継続的に確認するとともに、環境保全措置³についての助言等を通じて水資源と自然環境の保全に取り組みます。
- ・大井川下流域の利水者11者と連携を密にし、水資源が確保されるよう、引き続き対応していきます。
- ・流域市町8市2町の連携を密にし、事業者に対して流量確保及び水質保全についての万全な対策や流域市町住民の安全の確保、企業活動を含む経済活動への弊害除去について要望を続けます。
- ・「大井川水利調整協議会⁴」に参加し、大井川水系の水利に関する調整及び協議を行います。

用語解説

- 【コミュニティプラント】市町村が設置する、し尿と生活雑排水を併せて処理する汚水処理施設のこと。
- 【大井川の清流を守る研究協議会】大井川流域の環境保全や流況改善に必要な調査・研究・啓発を行うことを目的に、島田市、掛川市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、川根本町の5市2町で構成する協議会のこと。
- 【環境保全措置】その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保すること。
- 【大井川水利調整協議会】大井川水系における水の利用に関し、円滑なる運営を図るために設置された協議会のこと。

4-4 住みよい生活環境をつくる

(住宅・防犯・公共交通・交通安全・消費生活・人権・男女共同参画・多文化共生)

1. 快適な居住環境の確保、安定した市営住宅の供給に努めます

- 「中央第三地区」「六合駅南地区」「往還下地区」「新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区」「向島町・若松町地区」で指定している地区計画を適正に運用することで、良好な居住環境の形成に努めています。
- 「島田市営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の長寿命化に資する維持管理や改善を進めるとともに、耐用年数が経過し解体の方針を示している市営住宅について、順次、解体作業を進めていきます。
- 土地の有効利用の基礎となり、災害等の復旧の迅速化、土地境界トラブルの未然防止等に有効な地籍調査を推進します。

2. 空き家の流通を促進するとともに、危険な空き家への対策を強化します

- 住みよい生活環境を確保するため、「島田市空家等対策計画」に基づき空き家等の発生の抑制に努めます。
- 「住んでご島田」への掲載や不動産事業者との連携により、市内の空き家情報を積極的に発信していきます。
- 中古住宅の取得を支援することで、空き家の積極的な活用を促進します。
- 地域住民の協力や水道の閉栓情報をもとに空き家情報を把握し、その所有者へ積極的な活用を促していきます。
- 住宅を使用することが無くなってしまったとしても、放置するのではなく、適正に管理することの大切さを、市民に啓発していきます。
- そのまま放置しておくと危険な住宅については、必要な手続きを踏まえ、特定空き家等に認定して、助言や指導などにより是正を促していきます。
- 空き家の整理などに伴い発生する空き地の適正な管理について市民への周知を行います。

3. 防犯活動を推進します

- 防犯協会、地域安全推進員ほか関連団体との連携を密にし、防犯対策啓発活動を強化することで、犯罪の撲滅及び被害防止に努めます。
- 犯罪情報の周知のため、広報しまだ、FM島田、市ホームページ、市公式LINEなど様々な手段を用いて情報提供し、市民一人ひとりの防犯意識を高めます。
- 安全なまちづくりを推進するため、地域防犯団体の活動を支援します。
- 犯罪被害者等支援総合窓口の設置や関係機関との連携協力により、犯罪被害者が安心して暮らせるよう、適切な対応と支援に努めます。
- 防犯灯を設置する自治会又は町内会に補助金を交付することで、夜間における歩行者の安全確保に努めます。

4. 地域の実情にあった公共交通を運行します

- コミュニティバスの運行状況を精査し、より効果的・効率的な運行手段の選択やダイヤ編成を検討していきます。
- 公共交通網の基幹路線となる民間バス路線を運行する事業者を支援し、安定運行を図ります。
- 自治会やNPO法人が主体となる自主運行の取り組みについて、地域住民と一緒に検討し、その導入を支援します。
- スクールバスの余力を活用した住民混乗バスの導入を進め、公共交通のすそ野を広げます。
- バスの利用実態や自主的な地域交通手段の構築に関する講座を開催し、市民の公共交通に対する理解を深めています。
- MaSなどの新たな技術を活用した次世代交通システムの導入について調査・検討します。

5. 交通安全対策を推進し、地域の安全を高めます

- ・市民一人ひとりの交通安全意識を高めるため、関係機関と連携して交通安全教育及び交通安全運動を推進します。
- ・安全で円滑な交通機能を保持し、車両及び歩行者の安全確保を図るため、交通安全施設（道路照明灯、道路反射鏡、道路標識、ガードレール等）を設置、維持管理します。
- ・地元要望等を踏まえ、生活道路の舗装の修繕、道路側溝の改修、道路の拡幅を行うことで、危険箇所を解消します。
- ・高齢者等の運転免許証の自主返納をサポートします。
- ・地域の実情に応じた規制による交通環境の改善を警察に働きかけます。
- ・放置自転車の撤去により、円滑な交通の確保と周辺環境の保全を図ります。

6. 消費生活対策を推進します

- ・高齢者や若者を悪質商法などから守るため、消費生活講座や消費者啓発活動を積極的に実施します。
- ・消費生活に関する団体や地域での見守り活動を行っている団体等に働きかけ、「消費者教育の担い手」の人材を育成していきます。
- ・複雑化、専門化する消費生活に関する相談に対応できるように、研修会等への参加により相談員のスキルアップを図ります。
- ・相談窓口の周知を図るとともに、相談しやすい雰囲気づくりを進めます。

7. 人権が尊重される社会、男女共同参画社会の実現を目指します

- ・市民一人ひとりが人権を尊重する意識を高め、責任ある行動ができる社会の実現に向けて、街頭広報による人権啓発や児童・生徒を対象とした人権教室を実施するなど、人権教育、人権の啓発活動を進めます。
- ・男女共同参画の考え方、性別役割にとらわれない生き方などについて啓発していきます。
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方を推進し、誰もが日々充実した生活を送ることができる環境づくりを推進していきます。
- ・あらゆる分野で男女問わず活躍できる環境づくりを推進していきます。
- ・多様な性のあり方を知り、理解を促進する取り組みを行います。

8. 国籍や文化にとらわれず、多様な価値を認め合い共に暮らします

- ・日本人住民に対する多文化共生社会の意識啓発を行います。
- ・日本人住民と外国人住民が共生していくため、自治会や国際交流協会、企業等と連携し、相互交流・相互理解の場づくりを推進します。
- ・外国人住民を地域社会の担い手として、社会参画を促す取り組みを進めます。
- ・行政サービス情報等について、スマートフォンアプリをはじめとするICTを積極的に活用し、やさしい日本語を含めた多言語対応を進めます。
- ・外国人住民が地域で日常・社会生活を円滑に営むことができるよう、日本語教室等コミュニケーション支援を実施します。
- ・外国人住民のニーズに応じ、相談・支援を行います。

政策分野5 歴史・文化・地域

歴史・文化がかがやく、人が集まるまちづくり

5-1 培われた歴史・文化で地域への理解と愛着を深める（歴史・文化）

1. 歴史資源を守り、活用を進めます

- 「島田宿大井川川越遺跡整備基本計画」に基づく番宿₁などの史跡保存と街道整備を一体的に進めることで、観光資源としての魅力を高め、にぎわいを創出します。
- 山城として高い評価を得る諏訪原城跡について、「国指定史跡諏訪原城跡整備基本計画」及び史実調査に基づく復元・保存整備を行うとともに、見学者が安全に見学できるように園路や転落防止柵等の整備を進めます。
- 諏訪原城応援隊等を活用した魅力あるイベントを開催し、観光資源としての魅力を高めます。
- 史跡や建造物、彫刻などの国・県・市が指定する文化財の保存や活用を支援し、後世に継承していきます。
- 史跡や文化など地域が大切に守り続けてきた地域の宝を「しまだ市民遺産」に認定し、広く発信することで、地域の活性化につなげます。

2. 歴史に触れる機会を創出します

- 開館後30年が経過する博物館本館の常設展示をリニューアルし、川越し文化を中心とした展示に変更していきます。
- 小中学校や地域と連携し、地域の歴史や美術を紹介する講座やワークショップ、体験学習などの学びの場を提供します。
- 島田市の成り立ちに関わる歴史等について、古文書等の解析による市史の編さんを進めます。また、解説した古文書の内容を市ホームページに公開していきます。

3. 文化や芸術に親しむ機会を充実します

- 「島田市文化芸術推進計画」に基づき、当市の文化芸術の振興を総合的に推進します。
- 市民参加型、協働創造型、支援型の文化事業を開催することで、多様な文化芸術鑑賞機会を提供し、市民の文化力を高めていきます。
- 文化芸術に触れる機会が少ない市民を含め、幅広い年齢層の市民が、より身近に文化芸術に触れることができるアウトドア活動を積極的に展開します。
- 次代の文化芸術を担う青少年を育成する団体や、独創性豊かな文化芸術を創造する団体の活動を支援します。
- 「ささま国際陶芸祭」や「無人駅の芸術祭」など、アーティスト・イン・レジデンス₂を通じた地域の魅力を発信する取り組みを支援することで、市民の地域への誇りと愛着を深めるとともに、イベントをきっかけとした関係人口の拡大を図ります。
- 市域施設として位置付ける市民総合施設プラザおおおりや、地域施設である金谷生きがいセンター（夢づくり会館、五和会館）と川根文化センターチャリム21の各々の特性を活かし、連携した施設運営に努めます。
- 長期的な視野に基づいた文化施設の維持・管理に努めます。
- 島田大祭、島田鼈まつり、金谷茶まつりなどの祭りや伝統芸能の保存と継承のため、活動団体等を支援します。

用語解説

- 【番宿】川越人足の待合所のこと。
- 【アーティスト・イン・レジデンス】国内外の芸術家を一定期間ある土地に招聘し、その土地に滞在しながら作品制作を行う事業のこと。

5-2 島田を知り、好きになってもらう（情報発信・シティプロモーション）

1. 効果的に情報を発信し、島田をもっと知ってもらいます

- ・観光や移住・定住促進、地場産品のPRなどの、特に市外の人に届けたい島田市の魅力について、デジタルマーケティングの手法を活用し、効果的に発信していきます。
- ・市のホームページやソーシャルメディアだけでなく、広報しまだ、FM島田をはじめとしたラジオ、テレビ、新聞などの多様なメディアと連携して、積極的に情報を発信していきます。

2. 島田市緑茶化計画を旗印としたシティプロモーションの推進により、島田のブランド力を高めます

- ・「島田市緑茶化計画」の取り組みを深化させます。観光コンテンツや緑茶化商品の開発、メディアによる情報発信など、様々な手段により、市外の人に「島田市＝島田市緑茶化計画⇒地球上でもっとも緑茶を愛する街」として認知してもらい、島田ブランドを確立します。
- ・ロゴマークや緑茶グリーンの活用といった「島田市緑茶化計画」の発信を市民生活の中に浸透させることで、市民の「島田愛」醸成につなげます。
- ・ふるさと大使や観光大使、芸能人等の著名人の協力を得ながら、訴求力のあるシティプロモーションを行います。
- ・映画やテレビ、アニメ、小説などのメディアにおいて、当市に関係するものが取り上げられ話題となつた場合は、その機会を逃さずに、機転を利かせたスピード感ある対応で、そのチャンスをつかみます。
- ・映画やテレビのロケ撮影を地域の活性化につなげるフィルム・コミッションを支援することにより、地域の魅力を外に発信するとともに、内にも再認識させていきます。

5-3 誰もが暮らしたい、関わりたい、魅力ある地域をつくる (移住・関係人口)

1. 移住支援を推進します

- ・首都圏等における移住相談会や移住体験ツアーで当市の魅力である「ほどよい田舎暮らし」や「安心して子どもを生み育てやすい環境」を実感してもらい、実際の移住につなげていきます。
- ・移住ポータルサイト「住んでご島田」などで住まいや仕事に関する情報を知ってもらい、当市を移住候補の一つとして認知してもらいます。

- ・親身に寄り添う伴走型支援で、それぞれ異なるニーズや不安を持つ移住希望者に対応し、島田市への移住をサポートします。
- ・テレワークやサテライトオフィスの利用に関する情報を発信し、新たな移住希望者の掘り起こしにつなげます。

2. 島田を応援してくれる人を増やします

- ・S Lや温泉、蓬莱橋などの当市ならではの地域資源を活かし、何度も島田を訪れてくれる「島田のファン」を増やしていきます。
- ・「島田のファン」になってくれた人々と連携し、その活動を支援することで、更なるファンの獲得につなげます。
- ・「関係人口」と呼ばれる地域外の人材との関わり方を周知することで、「関係人口」を地域で温かく受け入れる機運を高めます。

- ・ふるさと大使の協力を得ながら、島田の魅力を全国に発信していきます。
- ・ふるさと納税制度を通じて、島田の魅力あふれる地場産品を全国へアピールすることで、島田を応援してくれる人のすそ野を広げます。
- ・企業版ふるさと納税制度により島田を応援してくれる企業と連携し、島田の魅力を更に高めていきます。

3. 中山間地域での豊かな暮らしを応援します

- ・地域の拠点における生活サービス機能や地域コミュニティ機能の維持・集積を図ることで、都市部まで行かなくても便利な日常生活が送れる状況を維持します。
- ・地域協力活動と移住・定住促進業務等に従事する「地域おこし協力隊」を三大都市圏などから積極的に受け入れ、地域へ派遣していきます。

- ・温泉や桜などの地域資源を活かして、都市部との交流を促進します。
- ・移動販売や出張販売をする事業者の取り組みと連携することで、生活サービスの維持を図ります。

用語解説

1 【三大都市圏】日本の三大都市の都市圏である首都圏・中京圏・近畿圏の総称のこと。

政策分野6 都市基盤

ひと・地域を支える都市基盤が充実するまちづくり

6-1 便利で魅力あるまちの拠点をつくる（都市計画）

1. コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進します

- 「コンパクト・プラス・ネットワーク」という考え方を広く市民に理解してもらうために、出前講座の実施やパンフレットの配布、広報紙による周知等を進めます。
- 都市機能誘導区域を便利で活力のある魅力的な地域の拠点とするために、医療、福祉、子育て支援、商業など日常生活に必要な生活サービス施設の維持・誘導を促進します。
- 居住誘導区域への居住誘導を図るために、民間事業者の住宅供給を側面的に支援するとともに、誘導施策により居住誘導区域内のインセンティブを高めます。
- 拠点間を結ぶ地域公共交通の維持を図ります。

2. 地域景観の向上を図ります

- 市中心街地の歴史的特色を活かした和風景観を維持する取り組みをサポートします。
- 「島田市景観計画」に基づき、地域の特性を活かした良好な景観の形成・保全を図ります。
- 空港周辺地域をはじめ、茶園に映える鮮やかな緑が調和する自然景観、里山景観を継承していきます。
- 屋外広告物の適正な監督により、景観の維持・向上を図ります。

3. 新東名高速道路島田金谷インターチェンジ周辺地区（ふじのくにフロンティア推進区域）の開発整備を推進します

- 地区内の接道状況及び排水環境を改善する都市基盤施設整備を進め、企業立地を支えます。
- 産業活性化ゾーンを中心として企業誘致を進め、恵まれた地域特性を活かした産業の集積を図ります。
- 無秩序な開発を抑止し、合理的な土地利用を進めます。
- 職住近接¹のまちづくりを進め、地区住民及び立地企業の新規雇用者等に向けて、自然と調和した良質な住環境を創出するため、豊かな暮らし空間創生事業により、住宅地開発を支援します。
- 新東名高速道路島田金谷インターチェンジ付近におけるマルチモーダル施策展開により交通結節点機能を充実させ、交通利便性の更なる向上を図ります。

4. 富士山静岡空港周辺プロジェクトを推進します

- 旧金谷中学校跡地を活用し、社会のニーズを捉えたにぎわいの創出と交流人口の拡大に努めます。
- 民間事業者が進める事業と周辺住民の生活が両立できるように、周辺地域の基盤整備を実施します。
- より多くの人が利用しやすい空港とするため、アクセス道路の早期整備を県に働きかけるとともに、民間事業者が実施する二次交通網の整備を支援します。
- 富士山静岡空港新幹線新駅の設置に向けた取り組みを県と連携して行います。
- 2市1町の連携により、新モビリティの導入を検討するなど、エリア内の交通アクセスを向上させ、誘客や空港の利活用促進を図ります。

用語解説

1 【職住近接】自宅と職場との距離が近いこと。

6-2 安全で快適な生活基盤を整える（生活道路・河川・公園・上下水道）

1. 生活道路を計画的に整備し、適正な維持管理に努めます

- ・生活に身近な道路について、優先順位や地元要望等を踏まえ、道路側溝の改修、舗装の修繕、道路の拡幅等を進めます。
- ・建物の建ち並びがある4m未満の狭い道路の拡幅整備を行い、安全で良好な市街地の環境を確保します。
- ・道路パトロールや市民からの情報提供により道路損傷箇所を早期に把握し、迅速に補修することで、通行の安全を確保します。
- ・市道、法定外道路の管理区域を明らかにし、適正な管理を行います。

2. 河川・橋りょうを計画的に整備し、適正な維持管理に努めます

- ・道路施設の点検結果を踏まえた「島田市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、橋りょうの修繕工事を計画的に実施します。
- ・主要河川の改修や中小河川及び排水路の整備、浚渫を計画的に進めます。
- ・水門管理人等と連携し、治水・利水両面を考慮した水門管理を行います。また、老朽化した水門を計画的に更新します。
- ・地域が主体となった河川愛護活動を支援することで、河川の適正な管理を行います。

3. 親しみやすい公園緑地を適切に管理運営します

- ・公園を安全・快適に保つために効率的な維持管理を行います。
- ・公園の施設整備・改修に当たっては、災害に備えた機能を有する施設を必要に応じて取り入れていきます。
- ・老朽化した公園施設を計画的に改修・更新することで、利用者の安全性・利便性の向上を図ります。
- ・「島田市緑の基本計画」に基づき、都市公園の都市計画決定を見直していきます。
- ・地域の公園を地域で管理する公園愛護会の活動を支援します。
- ・「島田ゆめ・みらいパーク」を子どもから高齢者までが、楽しく健康的な保持増進ができるスポーツ・レクリエーション施設として管理・運営していきます。

4. 上下水道事業の安定的な運営を図ります

- ・「島田市水道事業基本計画」に基づいた計画的な施設更新を進め、水道水の安定的な供給に努めます。
- ・水道事業の健全な運営を図るため、人口規模等を考慮した施設規模の最適化を検討していきます。
- ・広域連携等による効率的な運営方法について、他の水道事業者と調査・研究を進めます。
- ・「島田市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、浄化センターを計画的に更新します。
- ・令和2年度から地方公営企業法を適用した公共下水道事業について、経営戦略に掲げる方向性に沿って、自立的で安定的な経営を目指していきます。
- ・「島田市公共下水道事業アクションプラン」に基づき、管渠を整備します。

6-3 地域と地域の活発な交流を支える道をつくる（幹線道路）

1. 幹線道路の整備を推進します

- ・色尾大柳線、島竹下線をはじめ、東名高速道路や新東名高速道路、国道1号、国道473号などの広域幹線道路への連絡機能を強化する幹線道路を整備します。
- ・生活道路から通過交通を排除し、通勤時や通学時等の安全確保につながる幹線道路整備を進めます。
- ・新規路線については、「島田市都市計画道路整備プログラム」に基づき、優先度の高い幹線道路から整備の検討に着手します。

2. 広域幹線道路の整備促進を行います

- ・国道1号、国道473号など広域幹線道路の整備促進に向けて、国・県と連携し、早期完成を目指します。
- ・要望活動を通じて、当市における広域幹線道路の必要性、事業効果などを国・県へ説明することで、早期完成につなげていきます。
- ・富士山静岡空港と中心市街地を結ぶ空港アクセス道路島田ルート（Ⅱ工区）の早期着手を県に要望します。
- ・富士山静岡空港と東名高速道路吉田インターチェンジやばたき橋をつなぐ南原ルート（県道吉田大東線）の整備促進を県に要望するとともに、市道中河南原線の県への早期移管に向けた働きかけを行います。

用語解説

- 【島田市都市計画道路整備プログラム】未整備の都市計画道路を対象に、事業効果の高い路線を抽出し、その着手時期について目標を定めた計画のこと。

政策分野7 行財政

人口減少社会に挑戦する経営改革

7-1 みんなの協力でまちをつくる（市民協働）

1. 協働のまちづくりを推進します

- ・幅広い世代からの意見、提案を聞く機会や、市民と行政が直接話し合う機会を設けます。
- ・「地域活性化ワークショップ」などを開催し、まちづくりを自分ごととして捉える人材の育成を図るとともに、まちづくりへの参加を促進します。
- ・「市民活動センター」の運営により、地域課題の解決などに向け、若者からお年寄りまで市民が主体的に取り組む活動を支援することで、みんなが活躍する元気なまちづくりを推進します。
- ・協働のまちづくり推進事業費補助金により、団体が主体的に実施する公益性を有する取り組みを支援します。
- ・市内5高等学校と3経済団体と市で締結した包括連携協定に基づき、地域総がかりで高校生の教育に寄与するとともに、高校生の若い力で島田を盛り上げていきます。

2. 地域主体のまちづくりを推進します

- ・住民の孤立や空き家の対策などの地域課題に、自治会・町内会と連携して対応します。
- ・自治会による地域課題の解決を支援するため、自治会又は町内会が実施する事業を支援します。
- ・自治会運営の効率化や役員の負担軽減に向けた自治会活動のデジタル化を支援します。
- ・住みよい地域社会の創出のために活動する市内各地区のコミュニティ委員会を支援し、育成を図ります。
- ・自治会・町内会の活動の拠点となる公会堂等の改修・修繕等を支援します。
- ・自治会活動をはじめとする地域の中で、子どもを中心に幅広い世代が交流するイベントの開催や地域で子どもを見守る活動を支援します。

3. 平和に向けたまちづくりを推進します

- ・市民の恒久平和、国際平和の意識をより一層深めるため、平和祈念事業の実施や「島田市平和都市宣言」に込められた平和への想いを発信していきます。

7-2 安定的・継続的な市民目線の行財政運営を進める (行財政改革・人材育成・情報公開)

1. 行財政改革を進めます

- 限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）をより効果的に投資することで、最小の投資で最大の効果が得られる行財政運営を目指します。
- 行政評価制度を構築することで、「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（評価）」「Action（改善）」からなる「P D C Aサイクル」を確立し、各事業の効果を高めていくとともに、市民に対して説明責任の向上に努めます。
- 「島田市中期財政計画」に基づき、中長期的な視点に立ち、持続可能な財政運営を進めます。
- 予算編成に際しては、社会経済情勢を反映した的確な歳入の見積りと徹底した歳出の効率化に努めます。
- 業務効率化を推進するため、電子媒体の文書を庁内で統一して管理する文書管理システムについて、電子申請システムや電子決裁システムとの調整を図り導入していきます。

2. 人材育成を推進し組織力を強化します

- 多様化する行政課題に対応するため、行政職員として本来求められる高い素養と、柔軟な発想力をバランスよく持ち合わせた人材を育成します。
- 島田市人材育成基本方針に基づき、職員研修を通じて職員の学習意欲を高め、互いに学びあい協調する組織風土を醸成し、組織力を強化します。
- 「島田市定員管理計画」に基づき、正規職員を戦略的に採用・配置するほか、任期付き職員や再任用職員など、多様な雇用形態による効率的な組織運営を行います。
- 職員の自由な提案をはじめとする業務改善を進め、最適な行政運営につなげます。
- 能力開発と業務改善を目的とした公正な人事評価制度の運用により職員の気づきを促し、社会情勢を的確に捉えた行政運営を行います。
- 職員に対しデジタルトランスフォーメーション¹の概念を浸透させ、職員のデジタルリテラシー向上を図ります。

3. 開かれた市政を推進します

- 市政及び市民生活に必要な情報を市民に周知するため、広報紙、市ホームページ、FM島田、ソーシャルメディアなどを複合的に活用し、行政情報を幅広い年齢層の市民に提供します。また、複数媒体を戦略的に連動、連携（クロスメディア化）させ、市民にわかりやすい行政情報をタイムリーに発信します。
- 住民福祉の増進や地域の活性化を目的に、FM島田を通じて市民生活に密着した地域情報を提供します。また、災害時には真に必要な情報を迅速に提供します。
- 市長への手紙やEメールにより、広く市民等から意見や提言を聴き、可能な限り市政に活かしていきます。また、市民等からの質問、疑問に答えることで、市政に対する信頼と理解を深めています。
- 適正かつ円滑な情報公開により、市政運営の透明性・公平性を確保します。
- 会議の公開や会議録の公表により、政策決定過程の透明性を高めます。
- 政策形成過程において市民等が意見を述べる機会を提供するとともに、市民等に対する説明責任を果たすことで、市民との協働による市政を推進します。
- 資産や負債などのストック情報等の財務状況を公開し、財政運営の透明性を図ります。

用語解説

- 1 【デジタルトランスフォーメーション】ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させる、という概念のこと。

4. 行政情報システムの安定運用・最適化に努めます

- ・マイナンバー制度を適正に運用することで事務手続きの効率化を図るとともに、当該制度に係る行政情報システムの安定稼働に努めます。
- ・国が推進する自治体情報システム標準化への動向を注視し、導入について検討を進めます。
- ・サイバー攻撃などから行政情報を守るために、物理的・技術的なセキュリティ対策を講じるとともに、人的セキュリティ対策として職員の情報危機管理能力を高めていきます。

5. デジタルの恩恵をすべての市民に届けます

- ・各種申請や公共施設予約、図書予約といった行政手続き・サービスのオンライン化を拡充し、市民の利便性の向上と地理的格差の解消を図ります。
- ・コンビニでの証明書等の交付率向上、本人確認の効率化、オンラインサービスの利用促進を図るため、出張申請受付や申請サポートの実施により、マイナンバーカードの所有率の向上を目指します。
- ・デジタル活用支援員によるスマートフォン講座などの実施を通して、市民のデジタルリテラシー向上を図ります。
- ・市が保有する公的データの活用機会の拡充に向け、オープンデータカタログサイトに掲載するデータを充実させるとともに、公開型地理情報システムの活用を進めていきます。

7-3 都市間連携による地域の活性化を進める（広域連携）

1. 近隣市町と連携した広域行政を推進します

- ・中部5市2町（静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町）による「しづおか中部連携中枢都市圏」において、地域資源を活用しながら幅広い分野で連携し、地域経済の活性化や生活関連機能サービスの向上、都市機能の集積・強化に資する事業を実施していきます。
- ・島田市と藤枝市がＩＣＴ分野の連携を進める中で、地域の次代を担う人材の育成や地域産業の成長基盤の構築、ライフスタイルに即した新たな働き方を提案・提供し、相互の発展や地域活性化を推進していきます。

2. 国内外の交流都市との交流・連携を推進します

- ・国内姉妹都市である氷見市と市民活動をはじめスポーツ、経済分野において活発に交流します。
- ・災害協定を締結した山形市、小松市との連携を進めていきます。
- ・全国バラサミットの参加自治体との連携のほか、ＳＬやマラソン、島田鼈といった島田市の地域資源を通じて他自治体との交流を深め、島田市の魅力向上を図ります。
- ・オリンピック事前合宿で培ったシンガポールとモンゴルとの交流をオリンピックレガシーとして継続していきます。
- ・島田市国際交流協会が実施する海外の姉妹都市・友好都市等との交流事業や、市民が主体となって進める海外交流活動を支援します。さらに、親善使節の派遣や受け入れ等により、市民の国際社会への理解を深めます。

7-4 公共施設を賢く持って、賢く使う（公共施設の保全・再編・利活用）

1. 公共施設のあり方の検討を進めます

- ・「島田市公共施設等総合管理計画」の内容を広く周知するための取り組みを展開し、公共施設の現状と課題について市民と行政の情報共有を促進します。
- ・「島田市公共施設等総合管理計画」及び「島田市公共施設適正化推進プラン2019」における方針をもとに策定した「島田市個別施設計画」に基づき、施設の長寿命化を図ることでライフサイクルコストの縮減を推進します。
- ・公共施設の保有量の適正化に向け、「建物」を残すことと「サービス」を残すことの違いに着目し、市が施設の整備・保有・運営をすることが必要なのかという視点から検討します。
- ・公共施設の整備や運営維持手法の見直しに向けた検討過程においては、市民や民間事業者とのパートナーシップ¹を重視し、対話を通じて円滑な合意形成を目指します。

2. 公共施設を効率的に整備・運営します

- ・市が保有する公共施設の維持管理業務を包括的に委託し、保守管理の質の向上、業務の効率化等を図り、持続可能な公共施設の管理運営につなげます。
- ・公共施設の性能や安全面に支障が生じる前に計画的に修繕を実施する「予防保全型」の維持管理手法の導入など、建物や設備を長持ちさせることを通して長期的な費用の削減を図ります。

- ・PFI方式により旧金谷庁舎の跡地の利活用事業を進めます。
- ・財政計画や工事優先度などを踏まえた総合的な視点による公共施設のマネジメントにより、財政負担の軽減・平準化を図り、持続可能な行財政運営を推進します。

3. 新庁舎の建設を推進します

- ・防災拠点の確保等の観点から、高い耐震性能を備え災害発生後も安定的に業務継続が図られる新庁舎を整備します。
- ・新庁舎は、分かりやすい案内表示やプライバシーに配慮した設備を取り入れ、来庁者が安心して快適に利用できるように整備を進めます。また、省エネルギーに寄与するシステムや建材、維持管理をしやすい構造や設備等を導入していきます。

- ・現在行政利用している市民総合施設プラザおおるりのスペースについて、新庁舎完成後、新たな活用を行います。

4. 公的不動産を戦略的に管理・活用します

- ・公的不動産の管理・活用に関する一連の事業に対し、民間の資金や経営能力、技術的能力を取り入れることが可能かどうかを念頭に置き、公的不動産の価値の向上にとって最も合理的な手法を選択します。
- ・公共的な目的で活用する見込みのない公的不動産の売却や貸付けを通して、財源の確保に努めます。

- ・学校再編後の学校施設跡地の利活用については、地域との連携や協議を重ねるとともに、学校施設跡地利活用検討委員会により全庁的な体制で検討していきます。また、必要に応じて、文部科学省「みんなの廃校プロジェクト」の利用や公募型プロポーザル²の実施などにより、民間のノウハウの活用を図ります。

用語解説

- 1 【パートナーシップ】 友好的な協力関係のこと。
- 2 【プロポーザル】 企画、提案。

2 後期基本計画 成果指標「めざそう値」一覧

【全体指標】

島田市のことが好きな市民の割合 ※

令和7年度（2025 年度）目標値 81.0%

令和2年度（2020 年度）基準値 75.8%

※市民意識調査「島田市のことが好き」の設問について、「とても好き」「まあ好き」と答えた人の割合（ただし、「無回答」を除いて算出）

政策分野1 防災・福祉・健康

安全で健やかに暮らせるまちづくり

1-1 ここに住むすべての人の安全な生活を守る（危機管理・防災・消防）

この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備 考
市民意識調査 「地震・水害など災害に強いまちづくり」 における市民満足度	57.0%	→ 61.0%	「満足」・「やや満足」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く）
めざそう値	1 地区防災マップの整備数	35件	→ 50件 自主防災会における地区防災マップの整備数の累計
	2 地域の防災訓練参加率	52.4% (R1)	→ 54.5% 市民総数のうち総合防災訓練及び地域防災訓練に参加した人の割合 ※基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮してR1とする
	3 一般住宅の耐震化率	89.3%	→ 95.0% 市内一般住宅総数のうち耐震性を有する住宅の割合
	4 合同訓練等の参加団体数	24団体 (R1)	→ 25団体 総合防災訓練、水防訓練、消防団の訓練等における関係機関の年間延べ参加団体数 ※基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮してR1とする
	5 感染症対策を備えた一次避難所の割合	17.9%	→ 100% 消毒液やパーテーションなどの感染症対策備品を備えた一次避難所の割合

1-2 健康で自分らしく暮らす（健康づくり・地域医療）

この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備 考
市民意識調査 「健康の増進（健康診断や予防対策）」 における市民満足度	78.4%	→ 基準値以上	「満足」・「やや満足」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く）
めざそう値	1 健幸マイレージ参加者数	997人	→ 1,800人 健幸マイレージポイントカードに応募した年間実人数
	2 病院患者アンケート「病院全体に対する満足度」	54.9% (R3)	→ 65.0% 病院全体に対する満足度の設問に対し「満足」・「やや満足」と答えた人の割合 ※基準値は、島田市立総合医療センターが開院したR3とする
	3 訪問看護利用者数	208人	→ 323人 島田市訪問看護ステーションの訪問看護サービスを利用した年間実人数
	4 特定健康診査受診率	34.9%	→ 45.0% 国民健康保険被保険者における特定健康診査受診率

1-3 生涯を通じて誰もが生きがいを持ち安心して暮らす（高齢者・介護）

	この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備 考
	市民意識調査 「高齢者の医療・介護・福祉の充実」 における市民満足度	58.0%	➡ 60.0%	「満足」・「やや満足」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く） ※40代以上の回答で算出
めざそう値	しまトレ実施箇所数	86か所	➡ 100か所	介護予防に効果的な体操「しまトレ」に取り組む「公認しまトレ」の実施箇所数の累計
	生活支援サービス実施団体数	3団体	➡ 6団体	住民主体による家事支援などの生活支援サービスを実施している団体数の累計
	2 地域高齢者見守りネットワーク 協力事業所数	153事業所	➡ 200事業所	協力事業所登録数の累計
	3 認知症サポーター養成者数	14,007人	➡ 19,000人	認知症サポーター養成講座受講者の累計
	在宅等看取り率	37.5%	➡ 38.5%	自宅・老人ホーム・老人保健施設での死亡の割合（1月～12月）
	4 要介護・要支援認定率	13.7%	➡ 15.1% 以下	第1号被保険者のうち、要介護・要支援認定者の占める割合

1-4 互いに支え合い、いきいきと幸せに暮らす（地域福祉・障害福祉）

	この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備 考
	市民意識調査 「福祉環境がよい」 感じる市民の割合	80.0%	➡ 基準値以上	「特にそう思う」・「そう思う」・「普通」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く）
めざそう値	1 地区社会福祉協議会の設置数	11件	➡ 15件	設置数の累計
	2 生活困窮者自立相談支援における困窮 状況の改善件数 (R2年度からの累計)	47件	➡ 247件	生活困窮者に対する相談支援により困窮状況に改善が見られたケースの累計
	3 市民意識調査「障害者が生活しやすい 環境づくり」における重要度	80.8%	➡ 基準値以上	「重要」・「やや重要」と答えた人の割合（ただし、「無回答」は除く）
	4 市民意識調査「障害者が生活しやすい 環境づくり」における市民満足度	49.9%	➡ 52.4%	「満足」・「やや満足」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く）

政策分野2 子育て・教育

子育て・教育環境が充実するまちづくり

2-1 子どもを生み育てやすい環境をつくる（子育て）

この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備 考
市民意識調査 「保育環境の充実や子育てへの支援」 における市民満足度	61.5%	➡ 65.0%	「満足」・「やや満足」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く） ※40代以下の回答で算出
めざそう値	島田市結婚支援ネットワーク加入団体 1 の支援により成婚した組数 (R2年度からの累計)	5組	➡ 18組 成婚した組数の累計
	2 マイ支援センター登録者の 子育て支援センター延べ利用人数	4,499人	マイ支援センター登録者のうち、子育て支援センターを利用した年間延べ人数
	3 担当保健師がいることを知っている 保護者の割合	71.0%	健診時等に実施する子育てアンケートで「担当保健師がいることを知っている」と回答した保護者の割合
	4 就学前の心理検査希望者の待機人数	62人	心理検査を希望する人の年度末における待機人数
	5 保育所等の待機児童の割合	0.0%	年度当初からの利用を希望する児童の内、待機児童となった児童の割合
	放課後児童クラブの待機児童の割合	9.6%	年度当初からの利用を希望する児童の内、待機児童となった児童の割合

2-2 地域ぐるみの教育環境をつくる（学校支援・子ども支援）

この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備 考
市民意識調査 「地域ぐるみの教育環境の充実」 における市民満足度	59.0%	➡ 65.0%	「満足」・「やや満足」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く）
めざそう値	1 地域学校協働本部事業等ボランティア 活動延べ人数	36人	➡ 1,000人 「地域学校協働本部」、「はつくら寺子屋」でボランティアとして活動した年間延べ人数
	2 サタデーオープンスクール・サマー オープンスクールの延べ参加人数 (H30年度からの累計)	1,279人	➡ 3,700人 「サタデーオープンスクール」、「サマーオープンスクール」年間延べ参加人数の累計
	3 家庭教育講座の延べ参加者数	1,343人	➡ 2,000人 年間延べ参加人数

2-3 豊かな心を育む教育を進める（義務教育）

この柱のみんなでめざそう値		R2 基準値	R7 目標値	備 考
市民意識調査「小・中学校教育の充実」における市民満足度	56.6%	➡	66.0%	「満足」・「やや満足」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く） ※50代以下の回答で算出
めざそう値	1 学校が楽しいと感じる児童・生徒の割合（小学校）	91.5%	➡ 基準値以上	教育課程アンケートにおける「学校が楽しい」の設問に対し「そう思う」「ややそう思う」と答えた児童・生徒の割合
	2 学校が楽しいと感じる児童・生徒の割合（中学校）	89.4%	➡ 基準値以上	教育課程アンケートにおける「学校が楽しい」の設問に対し「そう思う」「ややそう思う」と答えた児童・生徒の割合
	3 授業で端末などのICTを活用したいと思う児童・生徒の割合（小学校）	90.8%	➡ 基準値以上	教育課程アンケートにおける「授業で端末などのICTを活用したい」の設問に対し「そう思う」「ややそう思う」と答えた児童・生徒の割合
	4 授業で端末などのICTを活用したいと思う児童・生徒の割合（中学校）	87.7%	➡ 基準値以上	教育課程アンケートにおける「授業で端末などのICTを活用したい」の設問に対し「そう思う」「ややそう思う」と答えた児童・生徒の割合
	5 不登校児童・生徒におけるチャレンジ教室登録者の割合	28.3%	➡ 33.3%	全不登校児童・生徒のうちチャレンジ教室に登録している割合
	6 学校給食における島田市産農産物の使用割合（金額ベース）	56.2%	➡ 基準値以上	学校給食における金額ベースによる島田市産農産物の使用割合
	7 耐震性能がよい学校施設の割合	92.1%	➡ 100%	静岡県耐震性能判定基準でIb（耐震性能が良い建築物）以上である学校施設の割合
	8 北部4小学校と島田第一小学校の交流活動の回数	5回	➡ 基準値以上（R5）	統合に向けて実施する交流活動の年間実施回数

2-4 地域で学びの力を發揮する人材を育てる（社会教育）

この柱のみんなでめざそう値		R2 基準値	R7 目標値	備 考
市民意識調査「生涯学習への支援」における市民満足度	60.4%	➡	63.5%	「満足」・「やや満足」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く）
めざそう値	1 しまだ楽習センター「ふれあい楽習講座」受講満足度	96.2%	➡ 97.5%	受講者アンケートで「満足」「やや満足」と答えた人の割合
	2 青少年リーダー育成事業参加者数	8人	➡ 13人	年間参加者数
	3 市民1人当たりの図書貸出点数（年間）	5.7点／人（R1）	➡ 6.4点／人	市立図書館における市民1人当たりの年間貸出点数 ※基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮してR1とする

2-5 生涯を通じてスポーツを楽しむ人を増やす（スポーツ活動）

この柱のみんなでめざそう値		R2 基準値	R7 目標値	備 考
市民意識調査「生涯スポーツへの支援」における市民満足度	62.8%	➡	70.0%	「満足」・「やや満足」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く）
めざそう値	1 スポーツ教室の延べ参加者数	1,034人（R1）	➡ 1,350人	年間延べ参加人数 ※基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮してR1とする
	2 全国大会に参加した市民・団体の数（個人）	82人（R1）	➡ 90人	年間延べ参加数 ※基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮してR1とする
	3 全国大会に参加した市民・団体の数（団体）	11団体（R1）	➡ 15団体	市内スポーツ施設（横井運動場、島田球場、島田市総合スポーツセンター等）の年間延べ利用者数 ※基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮してR1とする

政策分野3 経済・産業

地域経済を力強くリードするまちづくり

3-1 地域で働く人を増やし、地域経済を発展させる（人材確保）

この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備 考
市民意識調査「雇用の確保・創出」における市民満足度	29.3%	➡ 32.0%	「満足」・「やや満足」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く）
めざそう値	1 産業支援センターの支援により起業した人数（H30年度からの累計）	54人	➡ 154人 産業支援センターにおける相談や助成制度を利用して起業した人数の累計
	2 サテライトオフィス等の誘致件数	—	➡ 5件 サテライトオフィスやシェアオフィス、本社等移転などの誘致件数の累計
	3 市民意識調査「職場で男女が平等である」と思う市民の割合	30.0%	➡ 35.0% 「平等」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く）

3-2 世界に誇れる技術を持った中小企業を育てる（中小企業支援）

この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備 考
市民意識調査「企業への支援や誘致などの工業振興」における市民満足度	26.1%	➡ 29.0%	「満足」・「やや満足」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く）
めざそう値	1 産業支援センターの個別相談における満足度	87.0%	➡ 80.0%以上 センター利用者アンケートで「とても良かった」と回答した人の割合
	2 市内事業者のE Cサイト等新規構築支援件数	—	➡ 10件 「ビジネスニーズ参入支援事業」などによりE Cサイト等新規構築支援した件数の累計
	3 企業立地促進事業費補助金交付件数（H30年度からの累計）	3件	➡ 20件 交付件数の累計

3-3 商店街や個店を支援し、地域のにぎわいを生み出す（にぎわい創出）

この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備 考
市民意識調査 「魅力ある商店街づくりなどの商業振興」における市民満足度	13.8%	15.0%	「満足」・「やや満足」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く）
めざそう値	1 中心市街地の空き家・空き店舗への出店支援件数（R1年度からの累計）	6件	→ 20件 「遊休不動産リノベーション応援事業」などで空き家・空き店舗への出店を支援した件数の累計
	2 公共空間を活用したイベントの回数（官民合計）	26回	→ 36回 イベント年間実施回数
	3 産業支援センターにおける商業者・サービス事業者等の個別相談件数	472件	→ 500件 産業支援センターが把握する年間相談件数のうち、「卸売業・小売業」「宿泊業・飲食業」「生活関連サービス業」の数値を合計したもの

3-4 地域の特色を活かした農林業を進める（農業・林業）

この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備 考
市民意識調査 「農林業の振興（生産基盤の整備・後継者育成等）」における市民満足度	20.6%	23.1%	「満足」・「やや満足」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く）
めざそう値	1 複合経営に取り組む認定農業者数	115人	→ 125人 年度末時点の農業者数
	2 農地中間管理機構を利用した農地集積面積	77.6ha	→ 162.6ha 農地中間管理機構を介した農地の貸付面積の累計
	3 農地中間管理機構を利用した基盤整備事業の進捗率（切山地区・落合地区・諏訪原地区）	5.0%	→ 90.0% 農地中間管理機構を介した県営基盤整備事業の事業費ベースにおける進捗率
	4 有機・無農薬栽培茶園面積	31.8ha	→ 60.0ha 環境保全型農業に取り組む有機・無農薬栽培茶園面積の累計

3-5 地域の魅力を活かした観光振興を図る（観光）

この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備 考
市民意識調査 「地域の特色を活かした観光の振興」における市民満足度	42.4%	50.9%	「満足」・「やや満足」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く）
めざそう値	1 観光消費単価	6,141円／人（H30）	→ 6,600円／人 市内観光における1人当たりの消費単価 ※基準値は、直近で把握しているH30とする
	2 観光交流客数	190万人（H30）	→ 300万人 島田市を訪れた年間観光交流客数 ※基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮してH30とする
	3 蓬莱橋利用者数	114,354人（H30）	→ 155,000人 蓬莱橋年間利用者数 ※基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮してH30とする
	4 島田宿川越遺跡認知度	8.3%（R1）	→ 11.0% インターネットを利用したアンケート調査で島田宿川越遺跡を「知っている」と答えた人の割合 ※基準値は、直近で調査を実施したR1とする

政策分野4 環境・自然・生活

住みよい生活環境があり、自然とともに生きるまちづくり

4-1 地域循環共生圏を形成する (脱炭素社会・エネルギーの地産地消・循環型社会・環境教育)

この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備 考
市民意識調査 「地域循環共生圏の形成」 における重要度	64.7%	➡ 90.0%	「重要」・「やや重要」と答えた人の割合（ただし、「無回答」は除く）
めざそう値	1 市内の再生可能エネルギー設備の導入量	61,219kW	➡ 90,000kW 経済産業省「固定価格買取制度情報市町村別認定量・導入量」
	2 市内の使用電力量	733,366 MWh	➡ 700,000 MWh以下 市内全体の年間電力使用量
	3 リサイクル率	17.7%	➡ 基準値以上 ごみ処理量に占めるリサイクル量の割合
	4 一人1日当たりごみ排出量	871 g／人・日	➡ 821 g／人・日 以下 市で処理したごみの一人1日当たりの量
	5 参加者数 (H18年度からの累計)	27,604人	➡ 34,000人 「アース・キッズ事業」、「田代環境プラザ見学会」、「夏休み親子体験学習会」への参加者数の累計

4-2 みどり豊かな自然を守り育む（森林環境・農地保全・緑化活動）

この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備 考
市民意識調査 「森林などの自然環境の保全」 における重要度	81.3%	➡ 85.0%	「重要」・「やや重要」と答えた人の割合（ただし、「無回答」は除く）
めざそう値	1 森林整備面積 (H30年度からの累計)	636ha	➡ 2,200ha 「森林施業補助事業」、「森林環境整備促進事業」、「県森の力再生事業」により整備した森林面積の累計
	2 多面的機能支払交付金事業における地域活動参加人数 (H30年度からの累計)	22,755人	➡ 50,000人 農道や農業用用排水路などの農業用施設を維持・補修する地域活動への延べ参加人数の累計
	3 帯桜植樹本数	13本	➡ 100本 帯桜植樹本数の累計

4-3 水資源と水環境を守る（水環境）

この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備 考
市民意識調査 「水資源・水環境の保全」 における重要度	89.0%	→ 基準値以上	「重要」・「やや重要」と答えた人の割合（ただし、「無回答」は除く）
めざそう値	1 汚水処理人口普及率	69.1%	→ 76.3% 公共下水道、合併処理浄化槽、コミュニティプラントを利用している市民の割合
	2 市内一斉環境美化活動実施地区数	64自治会 (R1)	→ 68自治会 市内一斉環境美化活動を実施した自治会の数 ※基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮してR1とする
	3 市民意識調査「リニア中央新幹線建設工事に伴う大井川の流量減少予測への対策」に対する市民の関心度	86.1%	→ 93.6% 「大いに不安を感じている」・「不安を感じている」・「あまり不安を感じない」・「まったく不安はない」と答えた人の割合（ただし、「無回答」は除く）

4-4 住みよい生活環境をつくる (住宅・防犯・公共交通・交通安全・消費生活・人権・男女共同参画・多文化共生)

この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備 考
市民意識調査 「住みごこちがよい」と感じる市民の割合	89.4%	→ 基準値以上	「住みよい」「まあ住みよい」と答えた人の割合（ただし、「無回答」は除く）
めざそう値	1 耐用年数が経過した市営住宅の解体すべき戸数	94戸	→ 53戸以下 耐用年数が経過している木造市営住宅の戸数
	2 中古住宅購入補助件数 (H29年度からの累計)	36件	→ 111件 中古住宅購入に対する補助件数の累計
	3 犯罪発生件数（刑法犯認知件数）	295件	→ 200件以下 市内における年間犯罪発生件数
	4 地域公共交通利用者数	251,472人 (H30)	→ 260,000人 コミュニティバスの年間利用者数 ※基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮してH30とする
	5 交通事故（人身事故）発生件数	478件	→ 400件以下 市内における年間人身事故発生件数
	6 消費生活相談件数	493件	→ 450件以下 島田市消費生活センターで受けた年間相談件数
	7 人権啓発事業への参加者数	202人 (R1)	→ 260人 人権教室への年間参加者数 ※基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮してR1とする
	8 市民意識調査「女性の社会進出を推進すべきと思う」市民の割合	89.3%	→ 95.0% 「大いに推進すべき」・「推進すべき」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く）
	8 市民意識調査「在住外国人との交流・共生」における重要度	47.0%	→ 51.7% 「重要」・「やや重要」と答えた人の割合（ただし、「無回答」は除く）

政策分野5 歴史・文化・地域

歴史・文化がかがやく、人が集まるまちづくり

5-1 培われた歴史・文化で地域への理解と愛着を深める（歴史・文化）

この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備 考
市民意識調査 「歴史を活かしたまちづくり」 における市民満足度	60.9%	➡ 63.4%	「満足」・「やや満足」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く）
めざそう値	1 諏訪原城ビジターセンター来館者数	12,522人	➡ 14,000人 年間来館者数
	2 島田市博物館入場者数 (分館含む)	42,292人 (H30)	➡ 50,000人 年間来館者数 ※基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮してH30とする
	3 市民文化祭参加者数	8,282人 (R1)	➡ 基準値以上 市民文化祭「展示部門出展者」、「音楽芸能部門出演者・観客」の合計人数 ※基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮してR1とする

5-2 島田を知り、好きになってもらう（情報発信・シティプロモーション）

この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備 考
市民意識調査 「情報発信力がある」と感じる市民の割合	19.8%	➡ 30.0%	「特にそう思う」・「そう思う」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く）
めざそう値	1 ホームページ総ビュー数	385万件 (R1)	島田市公式ホームページの年間総ページビュー数 ※基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮してR1とする
	2 都市の認知度 (地域ブランド調査)	634位	➡ 530位 地域ブランド調査（外部調査） 都市の認知度全国市町村順位

5-3 誰もが暮らしたい、関わりたい、魅力ある地域をつくる（移住・関係人口）

この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備 考
都市の魅力度（地域ブランド調査）	576位	➡ 480位	地域ブランド調査（外部調査） 都市の魅力度全国市町村順位

めざそう値	1 市外からの移住者数 (H27年度からの累計)	263人	➡ 500人	移住・定住相談窓口や移住体験ツアーを利用して市内に移住してきた人数の累計
	2 ふるさと寄附金寄附件数 (H30年度からの累計)	13,845件	➡ 70,000件	寄附件数の累計
	3 市民意識調査「今の場所で住み続けたい」と思う「川根」「伊久身・大長」地域住民の割合	80.8%	➡ 84.0%	「今の場所で住み続けたい」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く） 「川根」、「伊久身・大長」地域住民の回答で算出

はじめに

未来に向けて

基本構想

基本計画

政策分野1

政策分野2

政策分野3

政策分野4

政策分野5

政策分野6

政策分野7

巻末資料

政策分野6 都市基盤

ひと・地域を支える都市基盤が充実するまちづくり

6-1 便利で魅力ある拠点をつくる（都市計画）

	この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備 考
めざそう値	市民意識調査「コンパクト・プラス・ネットワークの推進」における重要度	56.9%	→ 64.4%	「重要」・「やや重要」と答えた人の割合（ただし、「無回答」は除く）
	1 立地適正化計画に位置付けた誘導施設の充足割合	68.9%	→ 75.6%	立地適正化計画において中心拠点と地域拠点に位置付けた誘導施設（行政機能や商業機能など）の充足割合
	2 市民意識調査「心地よい景観の形成」における市民満足度	57.7%	→ 61.2%	「満足」・「やや満足」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く）
	3 ふじのくにフロンティア推進区域における企業立地促進事業費補助金交付件数（H30年度からの累計）	1件	→ 8件	交付件数の累計
	4 市民意識調査「富士山静岡空港を活用したまちづくり」における市民満足度	30.6%	→ 46.7%	「満足」・「やや満足」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く）

6-2 安全で快適な生活基盤を整える（生活道路・河川・公園・上下水道）

	この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備 考
めざそう値	市民意識調査「住宅地の整備や良質な住まいづくりの促進」における市民満足度	47.5%	→ 54.2%	「満足」・「やや満足」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く）
	1 道路の新設改良・補修に対する自治会要望の対応率	83.0% (R1)	→ 基準値以上	道路の新設改良・補修における自治会からの要望に対し、対応した割合 ※基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮してR1とする
	2 橋りょう長寿命化工事の実施箇所数（R1年度からの累計）	18橋	→ 57橋	橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施した橋りょう長寿命化工事の実施箇所数の累計
	3 遊具やベンチなどの改修箇所数（H30年度からの累計）	41か所	→ 88か所	市内公園における遊具やベンチなどの改修箇所数の累計
	4 水道送水管総延長のうち耐震適合性がある管の割合	28.4%	→ 59.0%	送水管路の耐震適合率
	公共下水道の供用開始区域内における接続済み人口の割合	78.5%	→ 83.0%	供用開始区域内に居住する市民のうち公共下水道に接続している人の割合

6-3 地域と地域の活発な交流を支える道をつくる（幹線道路）

めざそう 値	この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備 考
	市民意識調査 「主要な道路の整備」 における市民満足度	46.2%	→ 52.0%	「満足」・「やや満足」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く）
1	主要4路線の幹線道路整備率	28.0%	→ 99.0%	市道「谷口中河線」、「色尾大柳線」、「島竹下線」、「谷口道線」の各事業費ベースによる進捗率の平均値
2	「国道1号島田金谷バイパス旗指 IC一大代IC間の4車線化事業」 及び「国道473号金谷相良道路 II工区整備事業」の整備率	63.2%	→ 100%	2事業の合算事業費ベースによる進捗率

政策分野7 行財政

人口減少社会に挑戦する経営改革

7-1 みんなの協力でまちをつくる（市民協働）

この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備 考
市民意識調査 「住民の市政への参加の推進」 における重要度	66.4%	→ 70.9%	「重要」・「やや重要」と答えた人の割合（ただし、「無回答」は除く）
めざそう値			
1 協働のまちづくり推進事業費補助金 交付事業実施件数	5件	→ 17件	協働のまちづくり推進事業費補助金の年間交付件数
2 ガンバル自治会地域活動事業実施件数 (H29年度からの累計)	5件	→ 13件	「ガンバル自治会地域活動補助金」交付累計数
3 平和祈念式典参加者数	500人 (R1)	→ 基準値以上	※基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮してR1とする

7-2 安定的・継続的な市民目線の行財政運営を進める (行財政改革・人材育成・情報公開)

この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備 考
市民意識調査 「市の財政の健全運営」 における市民満足度	45.3%	→ 基準値以上	「満足」・「やや満足」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く）
めざそう値			
1 職員提案件数 (H30年度からの累計)	294件	→ 800件	職員提案制度における提案件数の累計
2 公募研修の応募者割合	66.7% (R1)	→ 75.3%	島田市、静岡県自治研修所、静岡県市町村振興協会が実施する受講日数が1日以上の研修のうち、受講者を公募した研修における応募者の割合 ※基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮してR1とする
3 市民意識調査「情報公開など行政の透明性の向上」における市民満足度	52.7%	→ 57.7%	「満足」・「やや満足」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く）
4 情報システムにおける重大インシデント の発生件数 (H30年度からの累計)	0件	→ 0件	システム停止による24時間以上の業務停止又は情報漏洩が発生した件数
5 マイナンバーカード交付率	28.1%	→ 90.0%	全市民に対するマイナンバーカード交付者数の割合

7-3 都市間連携による地域の活性化を進める（広域連携）

この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備　考
めざそう値	市民意識調査 「周辺市町との連携によるまちづくりの推進」における市民満足度		
	46.4%	→ 53.9%	「満足」・「やや満足」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く）
	85,683人 (R1)	→ 140,000人	※基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮してR1とする
	321口	→ 355口	島田市国際交流協会の年度末における会員口数

7-4 公共施設を賢く持って、賢く使う（公共施設の保全・再編・利活用）

この柱のみんなでめざそう値	R2 基準値	R7 目標値	備　考
めざそう値	市民意識調査 「公共施設の質・量・管理費の適正化」における市民満足度		
	44.3%	→ 50.0%	「満足」・「やや満足」と答えた人の割合（ただし、「わからない」・「無回答」は除く）
	—	→ 400人	公共施設のあり方に係るワークショップや説明会などに参加した人数の累計
	22,672 円／人	→ 25,000 円／人以下	一般会計決算額における公共施設管理運営費の市民1人当たりの負担額
	—	→ 100%	工程ベースによる事業進捗率
	—	→ 30.0%	低・未利用で利活用が可能な土地のうち、利活用方針を決定した土地と売却又は貸付けをした土地の面積の割合

3 島田市個別計画一覧①

No.	計画名	所管課	計画期間 (年度)	該当する施策の柱									
				政策分野1 施策の柱				政策分野2 施策の柱					
				1 安全な生活を守る ここに住むすべての人の 健康で自分らしく暮らす	2 生涯を通じて誰もが生きがい 安心して暮らす	3 互いに支え合い、いきいきと 暮らす	4 子どもを生み育てやすい環境	1 地域ぐるみの教育環境を つくる	2 豊かな心を育む教育を進める	3 人材を育てる力を開拓する	4 地域を通じてスポーツを楽しむ	5 生涯を通じてスポーツを楽しむ人を増やす	
1	第2次島田市総合計画	戦略推進課	H30～R7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	第2次島田市総合計画後期基本計画	戦略推進課	R4～R7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	第2期島田市まち・ひと・しごと創生総合戦略	戦略推進課	R2～R6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン (令和元年度改訂版)	戦略推進課	R1～										
5	国土利用計画島田市計画	戦略推進課	H30～R7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	島田市・金谷町新市建設計画	戦略推進課	H16～R7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	島田市・川根町まちづくり計画	戦略推進課	H20～R5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	島田市DX推進計画	DX推進課	R3～R7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	島田市国土強靭化地域計画	危機管理課	H30～R7	○									
10	島田市原子力災害広域避難計画	危機管理課	H29～	○									
11	島田市地域防災計画	危機管理課	H18～	○									
12	島田市国民保護計画	危機管理課	H19～	○									
13	島田市要配慮者避難支援計画	危機管理課	H28～	○			○						
14	島田市水防計画	危機管理課	S24～	○									
15	島田市地震対策アクションプログラム 2013	危機管理課	H25～R4	○									
16	島田市過疎地域持続的発展計画	市民協働課	R3～R8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	第3次島田市男女共同参画行動計画	市民協働課	R1～R5										
18	第11次島田市交通安全計画	生活安心課	R3～R7										
19	島田市地域公共交通計画(仮称)	生活安心課	R6～										
20	島田市消費者教育推進計画	生活安心課	R3～R7										
21	第2次島田市環境基本計画	環境課	H25～R4										○
22	第3次島田市環境基本計画	環境課	R5～R14										○
23	島田市地球温暖化対策実行計画	環境課	R1～R12	○	○								
24	島田市一般廃棄物処理基本計画	環境課	R2～R7										
25	第9期島田市分別収集計画	環境課	R2～R6										
26	第10期島田市分別収集計画	環境課	R5～R9										
27	災害廃棄物処理計画	環境課	毎年見直し	○									
28	第4次島田市障害者計画	福祉課	H30～R5	○			○	○					○
29	島田市地域福祉計画・島田市地域福祉活動計画	福祉課	R4～R8	○	○	○	○						
30	第6期島田市障害福祉計画・ 第2期島田市障害児福祉計画	福祉課	R3～R5				○	○					
31	第9次島田市高齢者保健福祉計画 (第8期島田市介護保険事業計画)	長寿介護課・ 包括ケア推進課	R3～R5		○	○							
32	第3次島田市健康増進計画	健康づくり課	R1～R5		○	○	○	○	○		○	○	○
33	第3次島田市食育推進計画	健康づくり課	R1～R5		○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	島田市自殺対策計画	健康づくり課	R1～R5		○	○	○	○	○		○	○	○
35	第2期島田市国民健康保険データヘルス計画	国保年金課	H29～R5	○									
36	第3期特定健康診査等実施計画	国保年金課	H30～R5		○								
37	第2期島田市子ども・子育て支援事業計画	子育て応援課	R2～R6						○	○		○	
38	子どもの貧困対策推進計画	子育て応援課	R1～R6				○	○		○			
39	島田市農業振興地域整備計画	農業振興課	5年毎 見直し										
40	島田市農業経営基盤の強化に関する基本的な構想	農業振興課	R4～R13										
41	第2次島田市茶業振興基本計画	農業振興課	H30～R7										

島田市個別計画一覧②

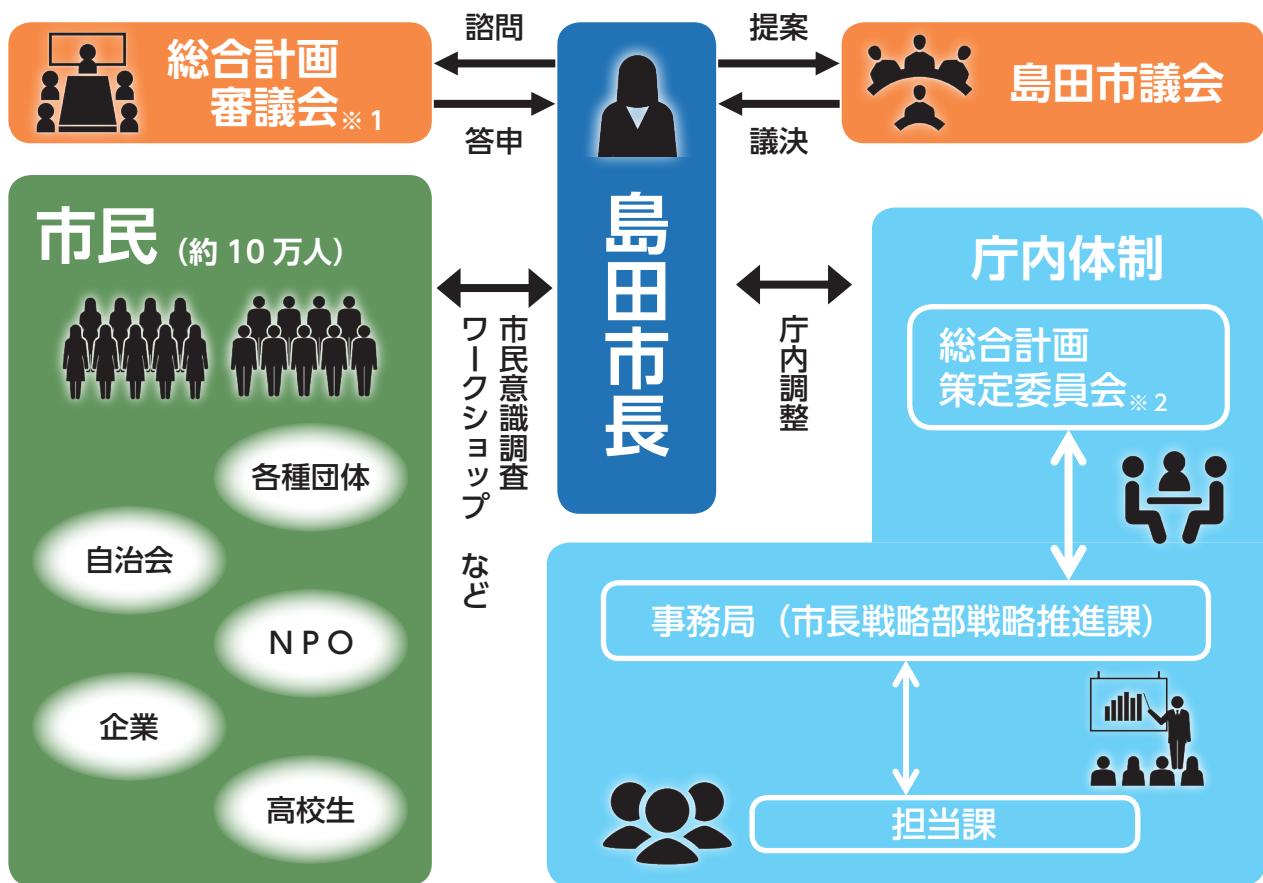
No.	計画名	所管課	計画期間 (年度)	該当する施策の柱									
				政策分野1 施策の柱				政策分野2 施策の柱					
				1 安全な生活を守る ここに住むすべての人の 健康で自分らしく暮らす	2 生涯を通じて誰もが生きがい 互いに支え合い、いきいきと	3 地域ぐるみの教育環境を つくる 子どもを生み育てやすい環境	4 豊かな心を育む教育を進める	5 地域で育てる力を発揮する 人材を育てる む生涯を通じてスポーツを楽しむ	1 子どもを生み育てやすい環境	2 豊かな心を育む教育を進める	3 地域で育てる力を発揮する 人材を育てる	4 む生涯を通じてスポーツを楽しむ	5
42	島田市森林整備計画	農林整備課	R2~R11										
43	林道整備計画	農林整備課	H22~										
44	島田市鳥獣被害防止計画	農林整備課	R4~R6										
45	島田市中心市街地活性化基本計画	商工課	R2~R6										
46	島田市觀光戦略プラン	觀光課	R2~R7										○
47	大井川蓬萊橋右岸かわまちづくり計画	觀光課	R4~R8										
48	新東名島田金谷IC周辺まちづくり基本計画	内陸フロンティア推進課	期限なし										
49	島田市都市計画マスタープラン	都市政策課	R2~R22										
50	島田市立地適正化計画	都市政策課	R4~R22										
51	島田市景観計画	都市政策課	H25~										
52	島田市觀光地エリア景観計画	都市政策課	R1~										
53	島田市都市計画道路整備プログラム	都市政策課	H29~										
54	島田市震災復興都市計画行動計画	都市政策課	H30~	○									
55	島田市交通バリアフリー法基本構想	都市政策課	H18~			○							
56	島田市緑の基本計画	建設課	R4~R22										
57	島田市橋梁長寿命化修繕計画	すぐやる課	毎年見直し										
58	島田市営住宅等長寿命化計画(改定版)	建築住宅課	R3~R12										
59	島田市耐震改修促進計画	建築住宅課	R3~R7	○									
60	島田市空家等対策計画	建築住宅課	H30~R4	○									
61	島田市水道事業ビジョン	水道課	H30~R9										
62	島田市公共下水道事業経営戦略	下水道課	R3~R22										
63	島田市公共下水道事業アクションプラン	下水道課	H29~R8										
64	島田市下水道ストックマネジメント計画	下水道課	R5~R14										
65	島田市循環型社会形成推進地域計画	下水道課	R3~R7										
66	島田市定員管理計画	人事課	R3~R7										
67	(次世代育成)島田市特定事業主行動計画	人事課	H27~R6										
68	(女性活躍推進)島田市特定事業主行動計画	人事課	R3~R7										
69	島田市中期財政計画	財政課	R4~R7										
70	島田市公共施設等総合管理計画	資産活用課	H28~R37										
71	島田市個別施設計画(公共建築物編)	資産活用課	R2~R37										
72	公共工事コスト縮減に関する新島田市行動計画	契約検査課	H18~										
73	島田市教育大綱	教育総務課	H30~	○				○	○	○	○		
74	島田市学校施設長寿命化計画	教育総務課	R3~R43						○	○			
75	第2次島田市生涯学習推進大綱	社会教育課	R1~R8									○	
76	第2期島田市子ども・若者育成支援計画	社会教育課	R1~R5	○		○	○	○	○	○	○		
77	島田市スポーツ振興推進計画	スポーツ振興課	H25~R4										○
78	島田市子ども読書活動推進計画(第四次)	図書館課	R4~R8						○	○	○		
79	島田宿大井川川越遺跡保存管理計画	博物館課	H27~										
80	島田宿大井川川越遺跡整備基本計画	博物館課	R2~R17										
81	島田市文化芸術推進計画	文化資源活用課	R2~										
82	島田市文化財保存活用地域計画	博物館課	R4~										
83	国指定史跡諏訪原城跡整備基本計画	博物館課	H23~R9										
84	島田市立総合医療センター新改革プラン(仮称)	経営企画課	R5~R8	○									
85	新市立島田市民病院建設基本計画	病院建設課	H27~R4	○									

4 第2次島田市総合計画後期基本計画の策定経過

年度	日程	事項	主な内容
令和2年度	6月29日	第1回総合計画審議会	市長諮詢、島田市総合計画審議会の役割の説明、島田市を取巻く状況と今後の方向性の説明、市長との意見交換
	7月28日～8月17日	令和2年度総合計画市民意識調査	市内在住の2,500人を無作為抽出して調査実施（18歳以上）
	8月21日	第1回総合計画策定委員会	策定方針及び数値から見る島田市の現状と課題の検討
	8月31日	第2回総合計画審議会	策定方針の審議、数値から見る島田市の現状と課題についての説明、「島田市への転入者を増やし、島田市に根付いてもらうためにはどうすればよいか」をテーマとしたグループワークの実施
	9月	高校生アンケート	市内高等学校5校に通う高校2年生を対象に実施
	10月31日	金谷地域ワークショップ	テーマ：地域のスローガンを考えよう
	11月7日	六合地域ワークショップ	テーマ：地域のスローガンを考えよう
	11月14日	初倉地域ワークショップ	テーマ：地域のスローガンを考えよう
	11月21日	川根地域ワークショップ	テーマ：地域のスローガンを考えよう
	12月	第3回総合計画審議会	第2回審議会グループワーク結果の報告、令和2年度市民意識調査結果の報告、前期基本計画に掲げるめざそそう値の令和元年度実績値と評価についての報告 ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、書面審議とした。
	2月～	事業者ヒアリング	市内16事業者に対してヒアリングを実施
	2月2日	第2回総合計画策定委員会	策定方針確定の報告、基本構想及び後期基本計画体系の検討
	2月19日	第4回総合計画審議会	策定方針確定の報告、基本構想及び後期基本計画体系の審議
令和3年度	5月26日	第3回総合計画策定委員会	後期基本計画体系及び市民意見聴取の報告、後期基本計画の施策と内容（政策分野1から5まで）及び後期基本計画で示す重点事項の検討
	5月29日	旧市内・大津地域ワークショップ	テーマ：地域のスローガンを考えよう
	6月4日	第5回総合計画審議会	後期基本計画体系及び市民意見聴取の報告、後期基本計画の施策と内容（政策分野1から5まで）及び後期基本計画で示す重点事項の審議

年度	日程	事項	主な内容
令和3年度	6月5日	伊久身・大長地域ワークショップ	テーマ：地域のスローガンを考えよう
	6月10日～6月25日	令和3年度島田市総合計画市民意識調査	市内在住の2,500人を無作為抽出して調査実施(18歳以上)
	7月3日	子育て世代ワークショップ	テーマ：島田市の2050年のありたい子育て環境を考える
	7月17日	高校生ワークショップ	テーマ：島田市の2050年の未来記事を作ろう！
	8月19日	第4回総合計画策定委員会	後期基本計画の施策と内容（政策分野1から7まで）の報告、後期基本計画における「めざそう値」（案）の検討
	10月6日	第5回総合計画策定委員会	後期基本計画における「めざそう値」（案）の報告、地域別まちづくりの方向性及び後期基本計画の紙面構成と重点事項の検討
	10月19日	第6回総合計画審議会	後期基本計画の構成、後期基本計画で示す重点事項、後期基本計画の施策と内容（政策分野6,7）、後期基本計画における「めざそう値」及び地域別まちづくりの方向性の審議
	11月2日	島田市総合計画に関する特別委員会	後期基本計画概要の説明
	11月2日	第6回総合計画策定委員会	後期基本計画素案の検討
	11月11日	第7回総合計画審議会	後期基本計画素案の審議
	11月19日	全員協議会（島田市議会）	後期基本計画素案の説明
	12月1日～1月4日	計画案に係るパブリック・コメントの募集	市ホームページへの掲載及び公共施設14か所への計画案の配架 提出された意見：0件
	12月13日	島田市総合計画に関する特別委員会	後期基本計画案に対する質疑応答
	12月24日	島田市議会からの意見・提案事項等一覧手交式	島田市総合計画に関する特別委員会がまとめた意見・提案事項等一覧を牛尾副市長に手交 提出された意見：96件
	1月24日	第8回総合計画審議会	パブリック・コメント実施結果及び島田市議会からの意見・提案事項等への対応について報告、答申案の審議
	2月4日	総合計画審議会答申書手交式	総合計画審議会がまとめた答申書を市長に手交

5 第2次島田市総合計画後期基本計画の策定体制図



※ 1 総合計画審議会は、「島田市総合計画審議会条例」に基づく市長の附属機関として設置されている組織で、今回の第2次島田市総合計画後期基本計画の策定に関する調査審議及び答申に関する事務を担当しました。

※ 2 総合計画策定委員会は、「島田市総合計画策定委員会規則」に基づき、基本構想や基本計画の策定又は変更に関する事を所掌事務とし、委員長を市長、副委員長を副市長とし、委員は教育長並びに市長部局の部長、島田市立看護専門学校の副校長、教育部長及び島田市立総合医療センター事務部長で構成されています。

6 諒問書及び答申書

(1) 諒問書

島市戦第 44 号
令和 2 年 6 月 29 日

島田市総合計画審議会 会長 様

島田市長 染谷 絹代

第 2 次島田市総合計画後期基本計画の策定について（諒問）

第 2 次島田市総合計画後期基本計画を策定するにあたって、次の事項について貴審議会の御意見をいただきたく諒問します。

1 第 2 次島田市総合計画基本構想に基づく後期基本計画策定に関するこ

(2) 答申書

令和4年2月4日

島田市長 染谷 絹代様

島田市総合計画審議会
会長 池上重弘

第2次島田市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

令和2年6月29日付け島市戦第44号で諮問がありました第2次島田市総合計画基本構想に基づく後期基本計画の策定について、当審議会において8回にわたり慎重に審議を重ねた結果、当計画案は、目指す将来像の実現に向けて市が取り組む方向性を示すものとして適切なものであると認めますので、下記事項に十分留意されるよう意見を付して答申します。

なお、審議を通して多くの委員から有益な意見や提案などがありましたので、今後、市政運営に十分配慮されるよう希望します。

記

- 1 計画の策定に参加した人々をはじめ、多くの市民との対話を大切にしながら、市民・事業者・行政が一体となって「笑顔あふれる 安心のまち 島田」の実現を図られたい。
- 2 島田市が持つ様々な資源を最大限に活かし、市内全体が一体的に発展するよう社会経済情勢の変化や市民ニーズに応じた効果的な施策の展開を図られたい。
- 3 市民一人ひとりの多様性が尊重され、互いに認め合い、誰もがいきいきと暮らせるまちの実現に向けて、市民の理解を更に深める取り組みを推進されたい。

【添付資料】

- ・別紙1 島田市総合計画審議会審議経過
- ・別紙2 審議会委員から出された主な意見や提案の内容

以上

(別紙1)

●島田市総合計画審議会審議経過

事項	開催日	開催内容
第1回 総合計画審議会	令和2年6月29日	市長諮問、島田市総合計画審議会の役割の説明、島田市を取巻く状況と今後の方向性の説明、市長との意見交換
第2回 総合計画審議会	令和2年8月31日	策定方針の審議、数値から見る島田市の現状と課題についての説明、「島田市への転入者を増やし、島田市に根付いてもらうためにはどうすればよいか」をテーマとしたグループワークの実施
第3回 総合計画審議会	令和2年12月	第2回審議会グループワーク結果の報告、令和2年度市民意識調査結果の報告、前期基本計画に掲げるめざそう値の令和元年度実績値と評価についての報告 ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、書面審議とした。
第4回 総合計画審議会	令和3年2月19日	策定方針確定の報告、基本構想及び後期基本計画体系の審議
第5回 総合計画審議会	令和3年6月4日	後期基本計画体系及び市民意見聴取の報告、後期基本計画の施策と内容（政策分野1から5まで）及び後期基本計画で示す重点事項の審議
第6回 総合計画審議会	令和3年10月19日	後期基本計画の構成、後期基本計画で示す重点事項、後期基本計画の施策と内容（政策分野6、7）、後期基本計画における「めざそう値」及び地域別まちづくりの方向性の審議
第7回 総合計画審議会	令和3年11月11日	後期基本計画素案の審議
第8回 総合計画審議会	令和4年1月24日	パブリック・コメント実施結果及び島田市議会からの意見・提案事項等への対応について報告、答申案の審議

(別紙2)

●審議会委員から出された主な意見や提案の内容

- ・市民一人ひとりが互いを認め、多様性を受け入れ尊重し、いきいきと暮らせる社会の実現に向け、意識啓発をはじめ、各施策を着実に実施していただきたい。
- ・豊かな自然や茶畠などの美しい景観、空港や高速道路をはじめとした充実した交通インフラなど、島田の持つ魅力や強みを活かす施策を実施していただきたい。
- ・縮充の考えによるまちづくりを進める上では、市民の主体的な活動と、市民との対話を大切にしていただきたい。
- ・デジタルトランスフォーメーションの推進に当たっては、行政手続等のオンライン化等にとどまらず、デジタルの力で市民生活の質を向上させるような取り組みを進めていただきたい。また、デジタルに係る世代や地域間格差の解消にも取り組んでいただきたい。
- ・生活の基盤となる働く場所の確保のため、市内企業の支援や企業誘致に積極的に取り組んでいただきたい。さらに、市内企業の魅力を積極的に発信することで、若い世代と島田市の企業をつなげていただきたい。
- ・コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの推進に当たっては、中山間地域におけるまちづくりとのバランスにも十分に配慮し、市全体が一体的に発展するような施策の展開に努めていただきたい。
- ・ゼロカーボンシティの実現に向けて、ごみの排出抑制やリサイクル等に対する市民の意識の向上を図り、環境問題に対するより良い行動を促す施策を実施していただきたい。

7 島田市総合計画審議会条例、名簿

島田市総合計画審議会条例

平成20年3月28日
島田市条例第5号

(設置)

第1条 島田市は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づき、島田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 島田市総合計画の策定等に関する条例（平成25年島田市条例第42号。以下「総合計画条例」という。）第2条第1号に規定する基本構想の策定又は変更に関すること。
- (2) 総合計画条例第2条第2号に規定する基本計画の策定又は変更に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、総合計画条例第1条に規定する総合計画に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の推薦する者
- (3) 行政委員会の委員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適當と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の規定による最終の答申書を市長に提出する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長は、会議の議長となる。

5 副会長は、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長戦略部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月29日条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第42号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月25日条例第36号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

島田市総合計画審議会委員名簿

役職	氏 名	所属等
会長	池上 重弘	静岡文化芸術大学 文化政策学部 教授
副会長	村田 共績	島田市商工会 理事 島田市観光協会 副会長
委員	磯崎 真理	島田市男女共同参画推進委員会 委員
委員	大池 一夫	島田市自治会連合会 参与
委員	小栗 さゆり	古民家一棟貸しの宿「熊のや」家主
委員	河村 元	島田市環境審議会 委員
委員	北川 雅之	島田商工会議所 専務理事
委員	クラーク シェリー	国連食糧農業機関契約職員
委員	塚本 秀綱(令和2年度) 鈴木 史朗(令和3年度)	静岡県中部地域局 局長
委員	伊藤 康久(令和2年度) 鈴木 将未(令和3年度)	社会福祉法人島田市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長 社会福祉法人島田市社会福祉協議会 常務理事
委員	中根 弘貴	株式会社FM島田 取締役放送局長
委員	萩原 淑恵	島田市国際交流協会 理事
委員	原 喜恵子	島田市教育委員会 教育委員
委員	松本 英治	島田市農業経営振興会 監事
委員	渡瀬 嘉余	いちご農家 ありすふあーむ 副代表

8 島田市総合計画策定委員会規則、名簿

島田市総合計画策定委員会規則

平成20年7月30日

規則第106号

(設置)

第1条 島田市総合計画の策定等に関する条例(平成25年島田市条例第42号。以下「条例」という。)第1条に規定する総合計画を策定するため、島田市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例第2条第1号に規定する基本構想(以下「基本構想」という。)の策定又は変更に関すること。
- (2) 条例第2条第2号に規定する基本計画(以下「基本計画」という。)の策定又は変更に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、基本構想及び基本計画に関し市長が必要と認める事項(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は市長とし、副委員長は副市長とする。

3 委員は、教育長並びに市長部局の部長、看護専門学校の副校長、教育部長及び病院事務部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員(副委員長を含む。以下次項において同じ。)の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の意見の調整を経て、委員長が決定する。

(専門部会)

第6条 委員会の補助組織として、専門部会を置く。

2 専門部会の構成は、委員長が別に定める。

(関係者の出席)

第7条 委員会及び専門部会は、基本構想又は基本計画の策定に当たり必要があるときは、会議に学識経験者、職員その他関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、市長戦略部戦略推進課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年6月15日規則第28号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年6月21日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第2号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月27日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第5号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第9号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第24号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第35号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第39号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月31日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年7月10日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

島田市総合計画策定委員会委員名簿

役 職	職 名	氏 名
委員長	市長	染谷 絹代
副委員長	副市長	牛尾 伸吾
委員	副市長	萬屋 正
委員	教育長	濱田 和彦
委員	市長戦略部長	今村 重則
委員	危機管理部長兼地域生活部長	三浦 洋市
委員	健康福祉部長	畠 活年
委員	こども未来部長	佐藤 修
委員	産業観光部長	田中 義臣
委員	都市基盤部長	菅沼 克章
委員	行政経営部長	大石 剛寿
委員	島田市立看護専門学校副校長	栄原 和恵
委員	教育部長	中野 和志
委員	島田市立総合医療センター事務部長	大畑 和弘

事務局（市長戦略部戦略推進課）

役 職	氏 名	役 職	氏 名
課長	中村 広史	係長	興津 裕士
主査	中村 瑞希	主事	酒井 実希
主事	榎原 昂	主事	永田 章二

9 第2次島田市総合計画後期基本計画への市民意見の反映

第2次島田市総合計画後期基本計画の策定に際し、市民が日々の生活で感じていることやこれからまちづくりに期待することなどの意見を把握するために、市民意識調査（住民アンケート調査）のほか、地域別ワークショップなどを実施しました。

①市民意識調査（住民アンケート調査）

平成29年度以降毎年度、第2次島田市総合計画前期基本計画の評価及び後期基本計画の策定に役立てるため、まちづくりについてのアンケートを実施しています。

◎調査の概要

- ・調査地域 : 島田市全域
- ・調査対象者 : 島田市に居住する男女2,500人(平成29、30年度は20歳以上、令和元年度以降は18歳以上を対象に、住民基本台帳より無作為抽出)
- ・調査期間 : 6～7月頃
- ・調査方法 : 郵送又はWebによる回答
- ・回収状況

実施年度	発送数	返信数	回収率
平成29年度	2,500	948	37.9%
平成30年度	2,500	952	38.1%
令和元年度	2,500	953	38.1%
令和2年度	2,500	1,053	42.1%
令和3年度	2,500	1,006	40.2%

②高校生アンケート調査

1. 調査の概要

- ・調査期間 : 令和2年9月
- ・設問数 : 全11問
- ・調査対象 : 市内高等学校5校に通う高校2年生
(実施クラスについては学校に一任)

2. アンケート調査結果（上位3位までの回答）

（1）今の島田市が好きですか

【市内居住者】

- ①どちらかと言えば好きだ 31.8%
- ①好きでも嫌いでもない 31.8%
- ③好きだ 29.4%

【市外居住者】

- ①好きでも嫌いでもない 52.5%
- ②どちらかと言えば好きだ 15.3%
- ③わからない 13.1%

(2) 島田市に対して、満足していることは何ですか（複数回答）

【市内居住者】

- ①水がきれいで自然が豊かであること
- ②地元でできる農産物がおいしいこと
- ③住んでいる人たちが親切で温かいこと

(3) もっと島田市をよくするためには、どんなところに力を入れたらいいと思いますか
(複数回答)

【市内居住者、市外居住者同順位】

- ①買い物ができる場所を増やす
- ②スポーツや遊びをする場所を増やす
- ③安全に歩ける道路を増やす

(4) あなたは、将来地元（今住んでいるまちや、その周辺のまち）に住みたいと思いま
すか

【市内居住者、市外居住者同順位。パーセントは市内居住者、市外居住者の順に記載】

- | | | |
|-------------------------|-------|-------|
| ①一度は外に出てみたいが、いつか地元に戻りたい | 38.2% | 37.7% |
| ②住み続けたい | 23.5% | 24.6% |
| ③どちらでもよい | 22.4% | 20.8% |

③事業者ヒアリング

1. 調査の概要

- ・調査期間 : 令和3年2月～5月
- ・調査対象 : 島田市内の企業等16者

2. ヒアリング結果（多くあった意見等を掲載）

- (1) 新型コロナウイルスの影響について
 - ・業種により、影響の違いがあった。
 - ・企業ごと速度は様々ではあるものの、コロナ禍をきっかけとしたデジタル化が進んでい
る。
 - ・機械的にすべてをデジタル化するのではなく、デジタル化すべきもの、すべきでないも
のをしっかりと見極めていく必要がある。
- (2) 島田市に求めること
 - ・島田市の認知度を上げてもらいたい
 - ・市内企業と市との連携をもっと積極的にしていただきたい。
 - ・市内高等学校等との接点を持てるようにしてもらいたい。
 - ・行政の予算主義的な動きだけではなく、民間の動きに合わせて、機敏に動けるような体
制をとってもらいたい。

④地域別ワークショップ

市内6地域において、「地域のスローガンを考えよう」をテーマに、その地域に住んでいた人に参加をいただき、地域別ワークショップを開催しました。

開催日程と地域で考えたスローガン

地域	開催日	参加者数	スローガン (込められた想い)
金谷地域	令和2年10月31日(土)	25人	お茶飲んで 福 はこぶまち (地域の特産であるお茶、合格駅、門出駅、日限地蔵尊といった縁起の良いものが多くのあるところをアピールし、多くの人に訪れてもらいたい)
六合地域	令和2年11月7日(土)	23人	6色だけどレインボー 六合 (大切にしていきたい六つの要素（1あいさつ 2伝統 3自然 4暮らし 5共生 6誰もが主人公になれる）に、「7あなた」を加えて7要素（色）とし、レインボーで表した)
初倉地域	令和2年11月14日(土)	23人	寄ってくさ また来るさ 初倉茶々々！ (東名高速道路、富士山静岡空港を利用した人に、初倉地域に寄ってまた来たいと思ってもらいたい、地域を活性化させたい)
川根地域	令和2年11月21日(土)	22人	お茶も人もぬっくい川根 (川根に来てくれた人に川根のおいしいお茶や住民の温かい人柄を感じてもらい、温かい気持ちになってもらいたい。)
旧市内・大津地域	令和3年5月29日(土)	27人	歴史が生きる水が活きる人が熱るまち (豊かな歴史資源や水資源を活用し、多くの人が交流することでまちを盛り上げていきたい)
伊久身・大長地域	令和3年6月5日(土)	25人	made in すんだ 大井川 (「made in」に地域への誇りを、「すんだ」には水が澄んだ、地域に住んだという意味を込め、地域に住んで欲しい、住み続けて欲しいという想いを込めている。)

⑤子育て世代ワークショップ

1. 概要

- ・開催日：令和3年7月3日(土)
- ・参加者：島田市在住の子育て中の方 25人（女性21人、男性4人）
- ・テーマ：島田市の2050年のありたい子育て環境を考える

2. 各グループの1位のアイディア

- ・みんなの居場所（学校が地域の拠点に！）
- ・廃校サイコー!!（今あるものを大切に生き抜く力を）
- ・いつでもどこでもお気軽サポート～ママもパパも自分の時間を大切に～
- ・出る杭は伸ばそう!!個性教育改革!!
- ・学校にプロカモン!!親子でドキドキしたい（学校に何かのプロを呼び、本物を体験させたい）
- ・We!!Win Win（地域の高齢者やL G B Tの方など様々な人からいろんなことを学ぶ場、多様な感性を育む場を作る）
- ・進化した育休はこれだ!!（女性だけでなく男性も積極的に、更にその先には祖父母や地域の人も育休をとれるように！）

(当日の様子)



⑥高校生ワークショップ

1. 概要

- ・開催日：令和3年7月17日(土)
 - ・参加者：島田市内の5高校に通学している生徒28人
 - ・テーマ：島田市の2050年の未来記事を作ろう！
2. 各グループで作成した2050年の未来記事



※地域別、子育て世代、高校生ワークショップの結果については、島田市ホームページに報告書を掲載していますので、是非そちらも御確認ください。



⑦パブリック・コメント

令和3年12月1日（水）から令和4年1月4日（火）まで、第2次島田市総合計画後期基本計画（案）を公表し、市民から広く意見を募集した結果、意見はありませんでした。

10 島田市総合計画に関する特別委員会からの意見の反映

第2次島田市総合計画後期基本計画に関する調査・研究及び審査をするために島田市議会が設置した「島田市総合計画に関する特別委員会」から、96件の意見がありました。

1. 意見の内訳

総数	第2次島田市総合計画後期基本計画への対応		
	計画に反映した意見	反映できない意見	その他の意見
96件	24件	24件	48件

2. 反映した主な意見

【意見内容】

3大戦略の1つ「縮充」について、縮充の推進には、市民の理解、協働が欠かせない。推進するための取り組みの方針として、市民参画の視点を加えるべきである。

【対応】

縮小しながらも充実したまちであり続けるためには、市民の理解のもとに、市民参加による暮らしの充実が必要不可欠であるため、取り組みの方針として、「まちづくりは市民の手の中にあるという意識を醸成し、市民とともに暮らしの満足度を高めます。」を追記する。

【意見内容】

施策の柱4－4に記載のある多文化共生のあり方について、「認め合う」ためには、まず「互いを理解する」という段階が必要であり、その視点を加えるべきである。

【対応】

「互いに認め合う」ためには、「互いに理解する」ことも重要であるため、「認め合う」の前に「理解」について追記する。

【意見内容】

施策の柱6－2に記載のある公園施設において、改修を実施する場合は災害時の活用を想定すべきである。

【対応】

公園は災害時に避難地としての役割も担うことから、災害時に活用できる施設を検討する必要があるため、「施設整備・改修に当たっては、災害に備えた機能を有する施設を必要に応じて取り入れていきます。」を追記する。

はじめ

未来に向けて

基本構想

基本計画

政策分野1

政策分野2

政策分野3

政策分野4

政策分野5

政策分野6

政策分野7

巻末資料



「第2次島田市総合計画 後期基本計画」

発 行：島田市
編 集：島田市市長戦略部戦略推進課
住 所：〒427-8501
静岡県島田市中央町1-1
TEL 0547-37-5111（代表）
FAX 0547-37-8200
発行年月：令和4年3月



島田市